

1. 件 名 : 「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（美浜発電所第3号機、高浜発電所第1、2、3、4号機及び大飯発電所第3、4号機の設計及び工事計画（変更）認可申請並びに美浜発電所、高浜発電所及び大飯発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請（火災防護における系統分離対策））【4】」

2. 日 時 : 令和5年4月20日（木） 15時00分～18時00分

3. 場 所 : 原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁 :

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、畠山安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、北嶋推進官、星野室長補佐、高橋係長

関西電力株式会社 :

原子力事業本部 原子力保全担当部長 他23名（23名のうち、14名はTV会議システムにより出席）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料 :

- ・ 資料－1 美浜発電所3号機 高浜発電所1, 2, 3, 4号機 大飯発電所3, 4号機 火災防護対象ケーブルの系統分離対策に係る設計及び工事計画（変更）認可申請ならびに保安規定変更認可申請のコメント回答について
- ・ 資料－2 美浜発電所3号機、高浜発電所1, 2, 3, 4号機、大飯発電所3, 4号機 電線管の火災防護（系統分離）対策に係る設計及び工事計画（変更）認可申請 補足説明資料（別添資料）
- ・ 資料－3 コメント管理表 美浜3号機、高浜1, 2, 3, 4号機、大飯3, 4号機 火災防護対象ケーブルの系統分離対策 設工認・保安規定

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。
0:00:02	それではこれから美浜発電所を高浜発電所大飯発電所の火災防護の系統分離対策に係る設計及び工事計画認可申請と、
0:00:11	あとはこの規定変更認可申請に係るヒアリングを始めたいと思いますよろしくをお願いします。
0:00:16	それではまず関西電力の方から資料一位で、前回確認した事項を、
0:00:23	一部整理して再整理してる部分もあると思いますのでその点の説明からお願いしてもよろしいですか。
0:00:30	はい関西電力吉澤です。では資料1に基づきまして、前回のヒアリングを踏まえ、修正した部分について説明いたします。
0:00:41	前回からの修正箇所は緑字で記載しております。まず右肩1ページお願いします。
0:00:49	コメント及び対応方針ですけども、
0:00:53	大きく二つに分けてまして1番目が、基本設計方針の内容についてと、二つ目が火災区域区画への適用性についてと。
0:01:04	いうことで分類しております。
0:01:06	で、コメントという部分は今回指摘事項というふうに表現直しております。
0:01:12	対応の方いきまして①の対応について申請対象は電線管等の電路ケーブルトレイを除く以下電線管等というところに敷設する火災防護対象ケーブルとすると。
0:01:24	いうふうに、主語にもなりますけども、申請対象を明確化しております。その下ですけども、防護対象とする系列、A系B系の考え方と、
0:01:36	いうことでこれは単一の火災に対して原子炉の高温停止及び低温停止の成功パスを一つ確保できるよう選定ということで、
0:01:47	ケーブルトレイに合わせる格好で、成功パスを確保するようにしております。
0:01:52	⑥ですけども、ここで火災元とみなす対象の範囲と考え方ということで、考慮すべき火災下持ち込み可燃物の対象というものに対して考え方を整理しております。
0:02:04	⑦として、可燃物の持ち込み管理を保安規定明記すると。
0:02:10	いうところですが、審査会合での、杉山委員の発言を受けまして、本来は設備対策で対応すべき範囲の運用で担保が必要となったことを重く受けとめ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:22	保安規定に6メートル以内に金光を原則持ち込まないという管理を明記しますということを記載しております。
0:02:31	次右肩2ページ行きますと、
0:02:34	ここで各プルボックスであるとか電線管接続はこの辺の材質と厚さ、これを示すようにということでコメントありましたので下の方に表で、
0:02:47	示しております。あとちょっとわかりにくいカトウ電線管の構造について、下のミイし、右下にですね、断面図を付けておりますけども、
0:02:59	金属鋼板と、ポリ塩化ビニルというもので構成されてまして、その境界線の部分を、
0:03:09	回路でハッチングしております。
0:03:14	あと、コメントとして二つ目の矢羽根、自己消火する設計を、
0:03:22	火災感知設備事業消火設備の設置を代替とというのが続いてたんで、自己消火する設計で、設置を代替すると。
0:03:33	いうふうに修正しております。
0:03:35	3ページいまして、
0:03:39	まず設工認、
0:03:42	の基本設計方針の部分ですけども、黄色ハッチングの枠の中にまたはエアロゾル消火設備というのを、記載を適正化する観点で追記しております。
0:03:53	この意図としてはですね、今回はポツの設計をするにあたって系統分離でエアロゾル消火設備というものを使うんですけども、ローコストはポツ、
0:04:04	の消火設備について記載を統一、
0:04:09	した方がよいということで考えまして、このは、ろうポツの下にはなりませんけども、エアロゾルというものを追記させていただいております。
0:04:20	その下、8ポツですけども、主語を明確にということで、先ほども言いましたように、電線管等の電路ケーブルトレイを除く以下電線管等というに敷設する。
0:04:32	火災防護対象ケーブルはということで、
0:04:36	この資料、本今回の設工認での主語を、こういう記載に統一していきたいというふうに考えて
0:04:44	説明の部分行きますと、
0:04:48	電線管等を敷設する、火災防護対象ケーブルの防護対象系列ですけども、成功パスを一つ確保すると。
0:04:58	ということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:00	明確に記載をしております。
0:05:04	その下行きまして、笠井元は、防護対象慶長電線管から、
0:05:11	と書いてあるところで固定化 3 円。
0:05:14	の中に、今回ですね、葛西元の考え方で、
0:05:20	葛西元とすべしというふうに整理しましたチャコールフィルター、これを追加させていただいております。
0:05:30	リビングた 4 ページへ行きまして、格好いいの設計です。基本設計方針で、
0:05:38	難燃性の耐熱シール材の処置等により自己消火する設計ということで、具体的な内容を、
0:05:46	記載するようにしております。説明欄いきまして、防護対象系列の電線管等に、金属材料、電線管等の肉厚と離隔距離、
0:05:58	離隔距離としては、系列間における可燃物のない空気層の厚さ、ですけども、これを覚えて、を考慮した 1 時間の耐火能力を有する隔壁等を設置する設計と。
0:06:10	いうふうに記載を充実しております。
0:06:15	次、5 ページお願いします。
0:06:18	5 ページ(口)ですけども、固定化再現というワードを使っていますが、固定化際限の定義として、葛西元とならないものを除く以下同じということで、
0:06:31	明らかに火災にならないようなものは、対象外とする。
0:06:36	がわかるように、記載を追加しております。右側の説明の部分も同じように記載しまして、あと固定化菜園にチャコールフィルターを追加する形で記載しております。
0:06:49	あとはぎょ量を改行するとか、そういうことでちょっと見やすく、修正しております。
0:06:56	あと(口)の基本設計方針にもともとなお書きで、
0:07:01	電線管等に隔壁等を設置する場合は、固定化際限への隔壁等設置は不要といった趣旨の記載してましたけども、これについては、基本設計方針では、
0:07:14	まずどこに隔壁をつけるということを限定した書き方ではないので、このなお書きの記載は削除する。
0:07:23	修正を行っております。
0:07:28	次に 6 ページいきまして(ハ)ですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:31	6メーターの範囲内に可燃物を仮置しないとか、そういった記載をしていたんですが、仮置と持ち込みこれの違いがよくわからないと。
0:07:42	いうところもありましたので、今回は可燃物を原則持ち込まないということで、設計方針を明確にするように修正しております。
0:07:53	あと可燃物を持ち込む本人、
0:07:57	が関心としてとか、そういった記載をしてたんですが、ここについては可燃物を持ち込むものを含む完新統による監視というふうに記載を改めております。
0:08:10	右カタール、右の説明、
0:08:13	の部分ですけども、
0:08:15	保全計画課長はという部分。
0:08:18	ですが、設備対策に加えて、可燃物を原則持ち込まない運用が必要となる火災区画ごとに、火災区画全体、または火災区画内の一部、
0:08:30	一部としては、電線管等に敷設する防護対象系列の火災防護対象ケーブルから水平6メーターの範囲内というふうにして、それを明確にした上で運用すると。
0:08:42	いうことで、記載をしております。
0:08:46	その下も可燃物を原則持ち込まない運用を定めるということで、記載しております。一番下のなお書き部分ですけども、
0:08:58	モード外で、この運用を解除するという部分について、火災防護審査基準の記載、
0:09:08	からですね、どのように考えて、そういった運用を解除するということを、
0:09:15	考えているかということがわかるように、記載を充実しております。
0:09:27	次、7ページいきますけども、考慮すべき火災への類型化ということで、区域区画の可燃物を網羅的に抽出して、類型化しまして、
0:09:40	明らかに影響を与えるような可燃物を除き、考慮すべき火災原因を選定したということで、①から⑨まで、この整理は、
0:09:52	前回と同じなんですけども、⑨は、前回衛生資機材とか、そういった書き方をしましたけども、通常、
0:10:02	通電しない設備ということで、評価としては、通常は通電していない設備は自己着火することはないことから、
0:10:12	火災原因として考慮不要。
0:10:15	整理しております。
0:10:16	あと④から⑥、これらの設備については、発熱量が500メガジュール程度ということで、小さいと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:26	いうことを考慮しまして、火災減ではないと、そういった、
0:10:32	整理をしております。
0:10:36	⑧についても、500 メガジュールと、
0:10:40	ということで、整理をしております。
0:10:43	あとチャコールフィルターについて⑦、これは火災として対象とするということで整理しております。
0:10:55	⑧、8 ページ 9 ページいきましてここは電気盤の火災について、過去、燃焼試験をやった結果に基づいて、
0:11:08	火災原因とする考え方、これを記載しております。8 ページの記載は、ちょっと記載ぶり、見やすいように修正しておりますが、
0:11:19	内容としては、前回から変更はない。
0:11:23	という、
0:11:24	内容になります。
0:11:28	あと 9 ページいきまして、電気盤の強制的な燃焼試験結果ということで、過電流とかで、いろいろ
0:11:38	発火させようと、試験した結果、発火しないということで最終的には、油を入れてですね、強制的に燃焼させて、隣接盤に影響するかどうか。
0:11:52	これを試験で確認しております。
0:11:55	写真にあるようにですね、盤を並べて、一方、燃焼させて、もう一方の盤の絶縁抵抗とかそういったのを試験前後測定して、
0:12:07	影響がないか確認しております。
0:12:10	試験対象版として、445 戸以上の版についても、確認しております、メタクラ 6.6kV、
0:12:21	たコントロールセンター、これ 445 戸ですけども、こういった盤に対して試験を実施しております。
0:12:31	その結果、万一、電気盤火災が発生した場合でも、火災の影響は坂内に限定され、隣接盤に影響を及ぼすことはないということを確認しました。
0:12:44	一番下。以上より、電気盤の火災影響は盤内に限定される。
0:12:51	といえるけども、イエールが 445 戸以上の電気盤は、電気エネルギーが大きいということ。
0:12:59	及び最新の知見ですね、皮膚も考慮しまして、保守的に火災元として扱うということ。
0:13:08	評価しております。なお、この試験ですね、ましようわあ、58 年、ちょっと古い時代の試験ですんで、現在も適用できるかと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:20	いうところの考え方、書いておりますけども、電気器具の難燃性は過去から特段変更はなく、盤の発熱量は、デジタル化の進展で、
0:13:32	低下傾向にあるということで、過去の知見ですけども現在も有効と。
0:13:40	明日、
0:13:42	別に 10 ページいきまして、持ち込み可燃物の対象についての考え方、これを使い、記載しております。
0:13:52	一つ目の矢バナー。
0:13:54	にありますけども、6 メーターの範囲内は、持ち込み可燃物として、原子炉の安全確保に必要なもの以外は持ち込まないという、そういった考え方で、
0:14:05	運用したいと思っております。持ち込む可燃物、原子炉の安全確保に必要なものとしては、運転員の巡回点検、あと講習会の日常的な設備点検、
0:14:19	また、
0:14:20	設備のトラブル対応、これには設備のデータ採取等も含めますが、そういったもの、あとは設備の復旧作業、トラブ未然防止のために行う
0:14:33	というところで、使用する資機材、これを念頭に置いております。持ち込む可燃物の例として、ポツBポツに分けて記載しておりますが、
0:14:44	こういった
0:14:48	可燃物を持ち込む可能性があるというふうに考えております。
0:14:58	別に 11 ページいきまして、実際設備対策で設置する隔壁等について、性能、
0:15:07	をどう担保するかというところで、施工パターンを整理しております。
0:15:13	これ前回の資料でも、参考の方につけておりましたけども、1 時間耐火能力と 3 時間耐火能力、それぞれで整理しております。
0:15:25	ここで 1 の②の鉄板
0:15:28	が距離、小コウノ離隔の記載、ちょっと変更をしておりますけども、これは
0:15:36	各駅としての性能について、初期の温度であるとか、試験条件を整理して、改めて説明と、
0:15:47	ということでコメントをちょうだいしましたんで、こちらですね、改めて整理した結果、
0:15:55	離隔距離について、少し変更が必要だと、いうふうに判断しまして、1 の②、
0:16:03	もう記載、修正しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:06	3 の、
0:16:08	耐火能力についても①から⑤までありましたけども、同様の理由で、①から③、
0:16:16	2、修正させていただいております。
0:16:21	12 ページ 13 ページは保安規定の変更内容ですが、前回なお書きで、追記する内容書いておりましたが、
0:16:32	改めて検討しまして括弧Bという形で、項目を分けて記載する形に修正しております。
0:16:44	で 13 ページは、施行期日の部分の記載、少し見直しております。
0:16:51	最後法律 43 条 3 の 11 台。
0:16:55	前は参考って書いてた
0:16:59	今回、1 項、
0:17:01	に修正しております。参考というのが、使用前確認、
0:17:05	のを規定している部分でして、使用前確認の完了備考としてたんですが、そうすると、定検の総合負荷、
0:17:15	移行というところで、施行が少し遅くなるということも考慮しまして、我々としては、使用場合事業者検査、
0:17:26	これが完了したところから、速やかに施行に入っていくということで考えておりますんで、第 1 項の方、
0:17:37	適用の、
0:17:40	記述として設定した方が良いということで、今回修正しております。
0:17:48	次 14 ページ以降はですね、瀬古加来駅等の設置パターンと施工方法が書いております。14 ページは、固定化再現に※1 つけまして、チャコールフィルター。
0:18:02	について、記載しております。チャコールフィルターは電気盤の盤タイプ A と同じ施工方法ということで記載しまして、
0:18:13	15 ページ以降は、特にチャコールフィルターというところは書いてないんですが、電気盤と同じ設計になるというふうに見ていただければと。
0:18:24	15 ページは電気盤の部分で、右側に AA' 断面というのをつけておりますけども、平面図だけでは少し、
0:18:36	どのような隔壁等、
0:18:39	ラッピングするのかわかりづらいということでしたんで、断面図でも示すようにしております。
0:18:49	16 ページで、バンタイプ C という電気盤について、スリット横向スリットと、前回表現してましたけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:59	スリッドというふうに表表現改めまして、スリッドが電線管側の番目にある場合は、環境阻害しないようにした下向きスリッドに書こうと。
0:19:09	ということで、加工の内容としては、盤面を全面取りかえ、またはスイート分の部分取りかえ等ということで、
0:19:18	を追記して、
0:19:22	17 ページいきまして、前回は平面図を付けてたんですが、平面図だと、電線管と、電気盤の位置関係に応じて電気盤の点、
0:19:35	の方に隔壁をつけるというのがわかりづらいということでしたので、今回断面図に、
0:19:43	直しております。
0:19:46	あと 18 ページ以降ですね、
0:19:51	電線管側にラッピングする場合、電気盤であるとか、ケーブルトレイとか、あそこの外周からセイキ 6 メーターの範囲に含まれるふうに、ラッピングと、
0:20:03	ということなので、よけて、わかりやすい表現として、凡例の部分の点線で、電気盤外周からとか、あと一番下の、
0:20:14	2 ポツ目の電気盤外周からと、外周というのを追記してます。これは 20 ページも同じでして、21 ページ。
0:20:24	の油内包機器も同じです。
0:20:27	22 ページの、スプリンクラーの消火性についてですけども、煙または熱を作り、スプリンクラー用感知器によって感知と、
0:20:37	してたんですが、煙及び熱という方が適切だということで修正をしております。あとトレイの構造にはソリッド方、
0:20:47	ラダー型があるんですけども、それを※書きで注記した上で、今回ソリッド方のみに適用するというので、適用対象を、
0:20:59	明確にしております。
0:21:02	あと 23 ページ。
0:21:04	以降はですね、実際、
0:21:06	の、火災区域区画への適用性ということで、ここでは先ほど設置パターン、前のページにつけておりましたが、
0:21:17	そのパターンをまず載せた上で、どのパターンについてどう、実際の適用を考えているかということ、24 ページ 25 ページで示すように、
0:21:29	資料を構成しております。
0:21:32	24 ページは、
0:21:34	カッコイイの電線管同士の分離、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:38	Eを適用するパターン、あと(口)の位置として電気盤、
0:21:43	に隔壁を設置するパターン、あと括弧のLow-3として油内包機器を分離するパターン、これは電線管理ラッピング
0:21:51	ですけども、
0:21:53	それを実際にどう
0:21:57	設計して施工するかと、ということがわかるようにしております。
0:22:01	あと一覧表に、いろいろ書いてたんですが、基本設計方針のポツの(口)を使うのか、その辺がよくわからないということなので、
0:22:13	各駅等には(口)。
0:22:16	の設計についてと、
0:22:19	方針と紐付ける形で、修正するようにしております。
0:22:23	判例の中の定数。
0:22:28	油内包機器または440V以上の電気盤から水平6メートルの境界線というところで、境界線を引いていない電気盤もあったこと。
0:22:41	なので、この訂正については、電気、電線管に処置する場合の対策必要箇所を示しておりますと、いうことを明記しています。
0:22:53	あと26ページ27ページは、可燃物の運用管理についての記載、でして、これは今回、
0:23:03	各駅と同じように、パターン分類といいますか、それを示す、
0:23:11	ことと、
0:23:13	コメントをちょうだいしましたんで、種類としてはパターン1、区画全体に可燃物を置かない、原則持ち込まない運用、
0:23:23	とする方、あとパターン2として、まず影響6メートルの範囲内に可燃物を持ち込むが原則持ち込まない運用とするパターンが二つあると。
0:23:33	いうことを、ずっと写真で示しております。パターン1は、区画内の大部分が6メートル範囲になるといった場合、区画単位で管理する方が、
0:23:46	より確実に管理できるという観点で、パターン1を選択するというものであとパターン2は、区画内でごく一部だけ、6メートルの範囲になると。
0:23:58	いう部分で、そこについては、6メートルの範囲を、現場でテープを貼るとかして、明示しまして、そこで管理を、
0:24:10	厳格に実施すると、こういったパターン。
0:24:13	選択する。
0:24:15	ということで、
0:24:16	菅
0:24:19	最後に17ページですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:24	ここは、
0:24:26	aポツ持ち込み可燃物の発熱量に応じた消火器を作業ごとに新たに配備ということで、こういった消火器を
0:24:38	新たに持ってくるのか既設のものを持ってくるのかというところが、明確になるように、新たに配備ということで、しております。
0:24:50	bポツのですね、日々の作業完了後も、完新統による監視を継続する仮置き資機材という分類。
0:25:00	これは作業中、作業が終わった後ですね、
0:25:06	そういった資機材をそのまま置いて、また次の日、作業を再開すると、そういった運用する資機材になりますけども、
0:25:17	これの運用について、右側の方にですね作業後、完新統による巡視点検、または火報連動カメラ等による監視、
0:25:27	継続しというふうに、
0:25:31	記載を明確にしております。ここでコウゲさん。
0:25:36	注意書きしてありますが、※3としては、完新統による、
0:25:41	巡回点検またはカメラ等による関心度は1日3回とするということで、頻度を考えて記載して参りました。
0:25:52	あと最後にですね、
0:25:54	火災影響評価と、耐震についてのコメントもちょうだいしましたんで、それについては、
0:26:03	資料の
0:26:05	火災影響評価については、資料の33ページ。
0:26:10	34ページ、35ページ、ここに、今回電線管を下系統分離対象として追加したことに伴う影響評価の、
0:26:24	再評価というところはどのようにやるかというところを、流れがわかるように、追加して参りました。
0:26:32	最後36ページは、耐震に関してですけども、電線管にラッピングすることで、重量が増加するということですので、標準支持間隔を再度作成し直して、現場、
0:26:48	調査に、
0:26:50	で、その支持間隔を満足していると、いうことを確認したといったことを記載させていただいております。
0:26:59	説明以上になります。
0:27:05	はい。規制庁西内です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:08	一旦ここで切って、パワーポイントベースでのちょっと確認をまず進めていきたいと思うんですけど。
0:27:18	社長から順番に行きますかね。
0:27:22	藤。
0:27:30	2 ページ目ですけども、
0:27:36	2 ページ目
0:27:38	まず、ちょっと全般なんですけど、
0:27:43	(1)(3)(4)(5)ですかね。結局高校生なんですよね。高校生のアンカーバンカーっていうところなんですよね。一方で
0:27:55	隔壁の具体的な施工パターンって、11 ページ、11 ページでしたっけ。
0:28:02	別に高校生の何か隔壁で試験をやってるわけではないですよ。
0:28:10	要は試験条件を確認した状態が、もしこれこの肉厚に何か期待するのであれば、それがイコールっていうところはどういうふう考えてるのかっていうのは、事実関係は何かあるんでしょうか。
0:28:29	はい。11 ページの施工パターンでいくと鉄板、
0:28:35	という表現をしておりますが、要は不燃、
0:28:40	不燃性の金属、
0:28:42	これをカクイキとして期待してそれに離隔、必要な離隔があるという組み合わせ、これ、
0:28:51	これを満足していればですね、現場の電線管等についても、各駅、
0:28:59	同じ能力を有する隔壁。
0:29:02	みなすことができると考えてまして、この後半であるとか、交換とか、材質 2 ページ書いてますが、これも不燃性の金属に当たりますんで、
0:29:14	その金属が必要な厚さを有していて、そう。それ、そこから必要な離隔があれば、
0:29:28	同じ性能の隔壁
0:29:33	等規制庁ニシウチです。
0:29:37	っていうところの性能を同じであればってそういう説明ですか。
0:29:43	結局四方剛ケインちょっと今回の補足にはついてないですけど、火災耐久試験やって、笠井元があって標準ISOの標準曲線で燃やして、
0:29:55	デパ
0:29:56	てで、離隔距離あって熱電対で温度はかってですよ。
0:30:00	そういう意味でいうとその不燃性の金属っていうのが、同じであればいいってそういう説明なんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:06	なんか、結局輻射熱影響とか、どれぐらいその遮炎性があるかとかそういう話なのかなっていうふうにちょっと思ったんですけど、どういう観点で同じような適用できるっていうふうに考えたのかっていうのが不燃性が見えないかってのはちょっとよくわからなくて、
0:30:21	関西電力ヨシダ
0:30:25	松隈社員清。
0:30:28	と言った方がまず正しいのかもしれないんですが、
0:30:32	関西電力小森です。ちょっと補足しますと、30 ページ目。
0:30:41	参考の 1 で 30 ページ目につけているんですけども、こちらの方が実際にした試験結果でございます、
0:30:50	今回右側の方にですね実際の試験データの方をつけております。
0:30:56	それでですね、見ていただきたいのは、緑同時で書いてある、電線管外の表面温度。
0:31:05	でございます、これ、まず、外、
0:31:11	あぶられたとき
0:31:12	これは電線管の外につけた温度計でもこの程度、
0:31:18	ということを示しております、
0:31:20	外からあぶられた場合でもこの温度ですので社員制度外からのまず遮炎性という観点でいきますと、このような内容でございますので、
0:31:32	中にですね、あるものが何であろうと。
0:31:39	ここで施工しているような内容であれば、大丈夫と。
0:31:43	いうふうなことになります。
0:31:45	それで、この電線管の材質っていうことでいきますと、電線管なり、カトウ電線管の中のものが燃えたときどうなるか。
0:31:58	ということでございますと、これは自己消火する。
0:32:02	ということでございますので、つまり、酸欠状態になれば消えると。
0:32:07	ということになります。ですので、今ほどヨシザワの方が申し上げたように、不燃性というか遮炎性というか、ちゃんとその窒素、煤空気が通らないような、
0:32:20	材質であれば、まず電線管なんかも、
0:32:24	繰り返しますけれども外から燃えたときは、この実験データの通り、材質が何であろうとも、
0:32:30	大丈夫。
0:32:32	いうふうな、
0:32:33	ことで、を考慮しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:02	規制庁西内です。えっとですね、
0:33:06	ページの図、
0:33:08	30 ページのイメージって、電線管なりカトウ電線管なりそういったものに、さらに隔壁を追加で施工するイメージですよ。それは実際試験、この火災耐久試験の結果でそのパターンだと思っていてで、
0:33:23	どっちかっていうとすいません 3 ページ名って書いてもらった 4 ページ目から、
0:33:29	4 ページ目の説明欄の方に、
0:33:33	2 行目ぐらいで書いてある、いわゆる金属材料電線管等の肉厚と離隔距離。
0:33:39	を考慮した 1 時間の耐火能力っていうこの状態のときに、先生から肉厚ってまさに 30 ページじゃないな 11 ページ。
0:33:50	鉄板プラスで書くっていうこの組み合わせを多分適用するイメージだと思うんですけど、鉄板と孔口馬鹿交換工場概ね、
0:34:00	何て言うんですかね、同等の他の特性だっていう理解してるものをどういう考えで、それを適用できると思っているのかっていうその考え方。
0:34:09	を確認したい。
0:34:11	或いは別にあの要は交換交番をそのまま試験してるわけじゃないんですよ。
0:34:15	だからどう適用できると思っているのかってそのつなぎだけちょっと説明して欲しいっていうところです。
0:34:28	はい。関西電力吉田でございます。金属腔の座イリエ材料の中でも鉄であるとか、摩擦であるとか種類は、あると思っております。
0:34:41	ただ熱伝導率と違いはあるものの、
0:34:49	この 1 時間の耐火性能とか、そういうところで考えると一般のその熱伝導率が、その試験結果に大きな影響を与えるファクトである。
0:35:03	ではないと、いうふうに認識してまして、渥美が、
0:35:09	試験で確認した厚さと同じであれば、現場でも適用できると、そういう考えでやっており、
0:35:19	規制庁西内です。そういう戸高熱伝導率っていうところを、
0:35:25	を考慮した結果であるってそういうそういうことですか。
0:35:32	ちょっと
0:35:33	何て言うんですかね、まず、イコールではないので、司会者の繋ぎっていうものは、何て言うんですかねそこまで財政

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:45	違いがあるかという、多分そのきいてこないっていう、何となくの感覚を持っているものの、世界その説明はいただく必要があると思っていて補足の方でも構わないので、ちょっとどこかに充実はしっかりいただいておいてもよろしいですか。
0:35:57	はい。関西電力ヨシダで承知しました。
0:36:00	はい。で、
0:36:03	その時に結局だから、鉄板の表、
0:36:08	あぶってる方からその裏面のアベ非加熱後のところまでどれくらい結局熱が伝わって行ってそっち側が温度どれくらいなりますでそこから輻射熱的にどれくらい離隔があれば大丈夫なのかという人があれば大丈夫なのかっていうそういう話なのであれば、
0:36:22	おっしゃる通り熱伝導率っていうところなのかもしれないですし、そういうその試験のやってる内容に照らして、なぜ交換でも大丈夫なのか、方向性で大丈夫なのかっていうところをしっかり、
0:36:32	事実関係をちょっと整理いただければそれでいいんだと思います。
0:36:36	よろしいでしょうか。
0:36:38	はい。関西電力ヨシダで承知しました。
0:36:41	はい。その上で、(2)のさらにページ目戻ってですね。
0:36:46	(2)の可とう電線管はちょっと、これはよくわかる。
0:36:50	知らなくてですね。
0:36:53	右っかわでその多分図を出してもらっていてですよ。
0:37:02	この灰色でちょっとハッチングされている部分がポリ塩化ビニルですと、
0:37:08	ここ項番の部分。
0:37:11	ウワー。
0:37:12	これは、どこが交番。
0:37:16	この、
0:37:17	拡大図じゃない方で言うところの、その直径の部分あると思うんですけど、
0:37:23	ここが交番です。
0:37:25	ちょっとイメージがよく伝わらなくてですねすいません。
0:37:31	関西電力の荒井でございます。断面から見まして、この赤い部分が切った時のですね断面部分になりまして、このS字というか、
0:37:43	におられたSGに高角通ったような鋼板を、ハゼ折りというんですかねもう1枚の価格といったものと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:54	重ね合わせていきまして、それがグルーッとこうS字の断面のものがこうぐるっと一周あると。
0:38:06	はい。規制庁の石津わかりますと。そうするとさっきと結局同じ質問になるんですけど、
0:38:14	こっちの方で見ると純粹に交番で●●(非公開情報)mmは多分ないわけですよ。多分この図を見る限り、
0:38:21	届いた多分あのない部分があるっていう多分言い方の方が正しいんですかね。
0:38:26	一番隔壁としてはポリ塩化ビニルだけになるわけですよ。
0:38:30	という読み方でやってます。
0:38:38	関西電力の荒井でございます。ちょっとまた先ほどの説明と中服するところろうになると思うんですけども、
0:38:46	えっとですね、まず、29 ページに、
0:38:51	電線管に
0:38:54	どういった隔壁を1時間耐火隔壁を設けるかという概念図がございまして、
0:39:00	電線管がございまして、その外側に
0:39:04	ブランケット鉄板と発泡性の皮膜。
0:39:08	これをぐるっと巻きつけますと、このブランケット鉄板、皮膜が壁ですよ、1時間のタイプ。
0:39:19	その方はもう明確だと思ってて、今回は電線管自体に期待する場合の話聞いてるつもりで、
0:39:25	電車から肉厚プラス離隔距離っていうパターン
0:39:29	はい関西電力吉田でございます。このカトウ電線管については曲げ、曲げたり、いろんな柔軟性を持つてるものでそういうふうに使うんですけど、
0:39:40	そうしたときに、肉厚が上げれば曲げるほど薄くなる部分が出てきますので、これ、このカトウ電線管は鉄板＋離隔。
0:39:53	のを各駅とすることは考えていなくてですね、すべてラッピングで対応する方針です。
0:40:01	わかりました。
0:40:03	そういう意味でいうとですね、結局前回のヒアリングでもちょっと確認しましたけど、ここの仕様を聞いたかったのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:10	結局電線管の肉厚自体に隔壁として何か期待をするのであればその仕様を聞かないとわからないっていうそういう話をしたつもりでした。であれば、
0:40:22	ちょっとその説明とセットですね。
0:40:25	という気はしました。そういう意味でいうとすみませんね電線管の肉厚自体に期待する施工をするのは、(1)(3)(4)(5)は(2)以外っていう意味なイメージなのか。
0:40:37	それとももう純粋に(1)だけなのかとか、何かそれはどのようなイメージで考えてるんでしたっけ、の関西電力吉田でございます(2)以外、
0:40:46	です。
0:40:48	規制庁ニシザワかりましたそういうメリットだと多分厳密に言うとあれですよね(2)も含めて全般的かもしれないですけど、肉厚で期待できる場合は、ちゃんと必要な機能が肉厚にある場合はやるしなければやらないし、
0:41:02	ちなみに(2)はもうポリ塩化ビニルでほぼほぼないので、やらないよってそういう説明ですかね。
0:41:10	はい。関西電力吉田でございます。そういった説明に、
0:41:15	規制庁ニシウチですと、ファクトは理解しました。
0:41:20	だからあれですねちょっと
0:41:25	2ページなのか4ページのその説明部分なのかわからないですけど、そういった旨の説明はちょっとあってもいいのかなとは思いました。
0:41:33	例えば4ページ目でその電線管の肉厚に期待する場合も、
0:41:38	明確に書いてあるので、この肉厚で現状も(2)は想定してないので(2)は想定してないで逆に(1)から下、(1)、(2)外貨を想定してるのであれば、
0:41:48	逆になんで交番コース、交番交換っていうものが、
0:41:53	鉄板とかの施工パターンを適用できるのか、それはその同等性の説明ですね、適用性の説明っていうところがプラスなのかなとは思いました。
0:42:02	逆に
0:42:03	これはこういう材質のものなんだけども、もう肉厚に期待するパターンないよっていうことであればもう逆に4ページはいらないのかなと思いますけど、逆に期待することは多分考えてはいるわけですよ、現状。
0:42:14	逆にそうであればちょっと2ページの対応だけ明確になってそういうことなのかなとは思います。
0:42:20	とりあえず事実関係はわかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:22	ちょっとそこは追記をいただいてもいいですか。
0:42:26	はい関西電力ヨシダで承知しました。
0:42:32	はい。規制庁ニシウチわかりますと。
0:42:37	ちょっと若干繰り返しですけど、(1)から(5)以外の、
0:42:42	ケーブル、
0:42:44	を敷設しているもの。
0:42:46	ケーブルを敷設している入れ物収容物、(1)から(5)あとケーブルトレイ 以外は、現状はない。
0:42:54	全部小沼、厳密に言うと何かダクトって呼んでないものもあるかもしれな いですがこの類型には当てはまると思っていいんですかね。
0:43:02	はい関西電力、吉澤です二階で問題ございます。
0:43:07	はい。規制庁西内ですわかりました。
0:43:09	ちょっと3ページ目以降の基本設計方針のところですけども、
0:43:22	等、
0:43:30	3ページは、と。
0:43:34	で、4ページ目も、
0:43:42	そういう意味で言うと、
0:43:44	4ページ目の基本設計方針では、隔壁等って書いてあるんですよね。
0:43:52	一方で3ページ目戻ってもらっていわゆるポツろうポツ火災防護審査基 準の方、こちら通って入ってなくて、何か使い分けた意図が今あるんで したっけ特にないんですしたっけ。
0:44:09	はい。関西電力吉澤でございます。
0:44:12	特に使い分け、
0:44:16	というところは、厳密にはないんですけど、
0:44:20	物理的な隔壁、
0:44:24	に当たるやつは等をつけ、
0:44:28	なくて、離隔、
0:44:30	に期待しているものは等をつける形。はい、関西電力桃井です。
0:44:37	えっとですね書き分ける意味はないと思ってます。逆にですね今回の修 正で、ろうの方2頭を入れ忘れてると。
0:44:47	いうことだと思ってまして。
0:44:49	結局ここで今まで頭入れるかどうか我々悩んでたのは、実際のその隔 壁だけなのか、それともそれに例えば鉄板プラス、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:01	形で、いろいろなものがあつたときに頭をつけたいっていうふうに考えてたんですけども、我々、よくよく確認してみると、ろうポツの方でも両方あるということだったので、
0:45:13	であれば、これ書き分ける意味がないので、灯籠の方もちょっと適正化するようにちょっと修正の方考えたいというふうに思ってます。
0:45:24	新津SE今おっしゃってる
0:45:28	ろうの方に、離隔0っていうのは、
0:45:32	例えばあれですかねその授受、11 ページでいうと、この1の①のパターンみたいなそういうイメージですか。
0:45:40	この離隔の多分距離が大分、
0:45:46	関西電力はそうですね恒例とちょっとちょっと正確にあれなんですけど考え方としては一緒になります。
0:45:55	はい、規制庁西井ちょっとわかりました。だからこれはあれですか灯籠のほいイと口にも両方等が入る。
0:46:04	はい。ごめんなさい。そういう意味で言うとこれはイトウろう両方に頭が入るイメージになる。
0:46:09	確か許可本文の方で確か両方等が入ってたよやにちょっと記憶もしてますけど、
0:46:15	関西電力さんのおっしゃる通りでして許可本文の方に両方とも頭入ってます、それで
0:46:23	既工認では、論には入ってなかったと。
0:46:25	のが事実関係ですただ、今回ですね、ハーを入れたこと入戸に伴ってちょっと中身をよくよく確認してみると、
0:46:33	炉の方にも等を入れる方が適切であろうというふうに、
0:46:37	つつ、
0:46:38	あと修正がちょっと間に合っていないと。
0:46:40	修正漏れですので、ここはちょっと適正化したいと。
0:46:49	各駅等々書いているので、
0:46:54	どちらかというとあれですよ各駅通って隔壁って書いてるところには多分どこも火災耐久試験っていうワードが入っていて、とにかくちゃんと火災耐久試験で、その耐火能力を確認していることが大事であって、ということと理解すればいいですか。
0:47:11	関西電力コモリさんのおっしゃる通りです。
0:47:13	わかりました。
0:47:15	はい、じゃあ続けて5 ページ目なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:21	藤。
0:47:23	ごめんなさい4ページ目ちょっと1回戻っていただいていいですかすみません以降忘れてました。
0:47:27	4ページ目
0:47:29	と緑の難燃性の耐熱シール材の措置等っていうところなんですけど、これは前回の会合でもちょっと確認を進めさせていただきましたけども、
0:47:40	いわゆる非難燃のケーブルのところの場合には両端に仮定をするし、
0:47:46	象徴するCで、逆に難燃ケーブル自体、アイトリフリーの規格でちゃんと自己消火性を確認できているものについては逆にそういったものが頭に入るっていうそういうイメージですかねこれ。
0:48:00	はい関西電力予算ですその理解で記載しております。
0:48:04	はい。規制庁西井ですわかりますと、続けて5ページ目なんですけど、
0:48:13	5ページ目の2行目がちょっとよくわからなくて、
0:48:18	基本設計方針の方ですねすみません。
0:48:21	どっちの2行目か、葛西元とならないものを除くっていうところなんですけど、
0:48:27	ちょっとこの意味合いが理解できなかったので確認なんですけど、これはあれですかね
0:48:35	は、7ページ目のところ農家再現の対象として何考えてるかって説明をしてもらっていて、
0:48:42	表の上の矢羽根で明らかに火災影響を与えない、明らかに影響を与えない可燃物を除きって書いてますけど、これの話がいわゆる除く。
0:48:53	5ページ目除くって言うてるものですか。
0:48:58	はい。関西電力、吉田でございます。そのつもりで書いております。
0:49:07	規制庁西です。わかりました。
0:49:09	葛西元とならないものを、いや、何て言うのかな。
0:49:14	日本語だけ読んだ時にですね、単純に固定化債権。
0:49:18	ただし河西元とならないものを除く当たり前じゃないですかというだけの話でして、ちょっと7ページ目のものを書きたいんだったら意図がよく伝わりづらいなという。いや、
0:49:28	葛西元(力)再現は除くっていう良い文章に読めるんですよ。
0:49:33	ちょっとそうそういう意味では、少し記載はちょっとよくわからないなと思っていて必要があればここを修正してもらってもいいですか。7ページ目の意図を言いたいわってそういうことですね。はい。関西電力、吉田です。7ページの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:46	ものを書きたかったんですけど、ちょっと記載、
0:49:51	日が適切ではないと思いますんで、
0:49:54	記載ぶり修正します。
0:49:57	規制庁ニシウチですあれ、言ってもこれ基本設計方針の関西電力の基本設計方針なので、関西電力の中ではこれで通じるんだというそういう説明であればそれでも結構ですし、ちょっと、
0:50:08	必要であれば、整理してもらえればそれでいいのかなと思います。とりあえずファクトとしては7ページのことを言いたいんだということでわかりました。
0:50:16	で、
0:50:17	等除きます。それに対してまた隔壁等の話が来て、それが同じ話で、
0:50:26	数ねと。はい。
0:50:28	説明の方を読むとちょっと火災への対象が増えているのはもうこれは7ページ目の方でちょっと確認をさせていただきます。
0:50:36	離隔距離のちょっと考え方っていうのはちょっと明確になりますと、
0:50:41	で、
0:50:44	と、ここはこれだけ。
0:50:51	で、6ページ名、1点は、もらう。
0:50:55	形。
0:50:58	等、
0:51:00	6ページ目のさっきの除く話なんですけど、
0:51:08	持ち込みの方。
0:51:12	10ページの、
0:51:17	説明を読むと、
0:51:19	一番下ですね米印って書いてるところで、500メガジュール程度を超えるものを対象とするって書いてあって、逆に言うと、
0:51:27	こっちの7ページ目と、7ページ目の一部火災元と同じように、500メガジュールっていうのが一つ考え方対象とするかしないかっていう考え方に来てるのかなと思っていて、
0:51:38	そういう意味でその持ち込み可燃物も対象外は一部ある。
0:51:43	という読み方をお渡ししてたんですけどそれまずファクトとしては合ってますか。
0:51:49	はい。関西電力吉田です。持ち込み可燃物率についても対象外。
0:51:55	とするものがあると。
0:51:58	同じ500メガジュールというところで考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:02	規制庁ニシウチですそうした時に 6 ページ目の方にはその続話が入ってない。
0:52:07	ていうのは何か考え方があったわけ。
0:52:14	6 ページ目の基本設計方針の方だと、要はこっちは除く話がないんですよ。
0:52:20	必要があれば整理してもらえればいいのかと思いますけど。はい。関西電力盛です意図としてはですね、入れた方がいいかなと思っておりますので、ちょっと我々の方で修文を考えたいというふうに思います。
0:52:34	ただ、言いたかったのは両方とも同じ話で一部対象外はありますよっていうことを思っているとそういうことですね。はい。関西電力もおっしゃる通りですはいポツにも同じ趣旨を入れてイメージしておりますよってちょっと書き足りてない部分があると思いますので、修文したいというふうに思います。
0:52:50	充実わかりました。
0:52:53	わかりました。で、こっちは、
0:52:57	まず原則持ち込まないということが明確になりましたと。
0:53:01	また、
0:53:04	いや、ちょっとあれなんですよね原則持ち込まないって言って、
0:53:08	またってして持ち込む場合にはっていうのが、何かすごい何て言うんですかね、この 2 行の間に何があったんだっていうのがすごい、ちょっとその繋がりが読みづらくて。
0:53:19	その行間をちょっと理解したいってところなんですけど、そういう意味で言うと 10 ページ目にちょっと飛ぶんですけどまた、
0:53:27	10 ページ目一つ目の矢羽根で、
0:53:32	こっちは何か一つ目の矢羽根がすごい読みやすかったんですけど、持ち込み可燃物として必要なもの以外は持ち込まないって言い方が、
0:53:41	それが 6 ページ目で表現したかったことだっというそういう理解ですかね。
0:53:46	関西電力 Mori さんのおっしゃる通りで、
0:53:49	またちょっと接続詞もちょっといまいちなかと。
0:53:53	今されながら思ってます、接続詞をちょっと変えた上で、ただ、例えば正とかですね。
0:54:00	した上で、
0:54:01	この 10 ページ目一つ目の山でのちょっと趣旨を盛り込んだ形に修文したいというふうに思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:11	規制庁西内ですわかりました。今関西電力が考えているのは、大学必要原子炉の安全確保に必要なものは、
0:54:21	それは持ち込まないといけないと思っていて、そこまで持ち込まないと言っているものではないんだっていうのが、今考えていることっていうことですかね。
0:54:30	関西電力コモリさんのおっしゃる通りでして、基本持ち込まないつもりです。ただどうしてもですね、安全近く保証必要なもの、
0:54:40	その必要なものの中に可燃物があるというのはもうどうしようもないと。
0:54:44	ただそれは、本震に必要なものだけに限定すると、そういう意図でございます。
0:54:51	はい。規制庁ニシウチですわかりますと、この基本設計方針の方もちょっと充実するという事で理解しますと、ちょっとまた出てきたもので確認をさせていただき、
0:55:02	そういう心に必死に必要なっておっしゃったものについては、持ち込まなきゃいけないんだけど、ただ持ち込まなきゃいけないからしっかり
0:55:14	監視を継続し早期に火災を感知消火する運用とする。
0:55:21	これについては保安器
0:55:23	に、
0:55:24	わかりました。
0:55:25	と、
0:55:28	はい。で、基本設計方針の枠に、その下の方に書いてあるのは、
0:55:36	持ち込み可燃物ってどんなものがあるかをここでちょっと説明を流れとしてするために書いてるだけであってってことですね。
0:55:46	関西電力さんのおっしゃる通りで、おっしゃる通りでして文章にも書いてます通り、基本設計方針にこれに乗せるつもりはありません。はい。ちょっと、ちょうどここに空白が多かったので、
0:55:57	この後ですね持ち込み可燃物だとか仮置だとかですね、ちょっと言葉がいろいろ混在するので、概念を整理するためにここに表を入れた方がいいかなという趣旨で、ここに書いております基本設計方針入れる意図ではございません。
0:56:16	はい。規制庁西内です。わかりました。
0:56:19	あと、
0:56:21	終わりました。
0:56:25	はい。あとは説明なんですけど、
0:56:30	等、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:31	ちょっとここは、意図を確認まずしたいんですけど、5 ページ目 4 ちよつと今前回ヒアリングからの変更点ですと緑字の凡例があるからちよつと何か
0:56:41	すごいからホデチカチカするんですけど、多分これ本来は赤と青とあと黒、
0:56:45	ていう 3 色になると思うんですけど、で、
0:56:48	どう、
0:56:49	5 ページ目まではそのなんか赤字と青は何か明確に分けられてたと思っ ていてで、
0:56:55	6 ページ目って一、これ赤と青って何か分かれるものなん。
0:57:01	けってというのがちよつと疑問で。
0:57:04	その分けてる意図を、をちよつと確認したかったんですけど。
0:57:09	これ確か前回私会合でしゃべって
0:57:12	たと思うんですけど、持ち込みについては、そもそも持ち込まないことで 隔壁も感知消火も不要とするみたいなそういう意味合いと私理解して、 イエスだっという回答確かいただいてたと思うんですけど。
0:57:24	そういう意味でいうとこのパートってあまりその赤尾って何か厳密に分 かれるかっていうと、
0:57:30	いうなれば共通的な話なのかなという理解をちよつと少なく会合のときに 私してました。そこから何か考えが変わったってということなのかちよつと そのまあ、手が滑ってるだけなのか、ちよつとその事実関係をまず教 えて欲しいんですけど。
0:57:44	はい。関西電力吉田でございます。運用なので、全部黒字が正しいやり 方かなと思って、
0:57:54	ちよつと設備対策に合わせて、サッカーを使い分けて書いてみたんです けど、
0:58:07	持っております。
0:58:10	規制庁西内です。わかりました。考えは変わってないってことですね わかりました。
0:58:16	わかりました。
0:58:17	で、あとは、
0:58:19	具体名はちよつと後でまた確認させていただきますけどちよつとここでし か出てないワードがまた右下の方にあって、
0:58:26	当該運用についてはっていうところで須永木野で、これは前回確認して たと思いますけどいわゆるモード外の話をしたっていう理解で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:38	金。
0:58:38	これは、
0:58:41	前回確認した要は何でモード外だったらいんだっけっていうそういう話をこういうふうに説明しているってそういう理解です。
0:58:49	はい。関西電力吉田ですその通りでございます。
0:58:53	はい。規制庁ニシウチですわかりますと、古山首藤
0:58:57	はい。
0:58:59	ここまでがちょっと基本設計方針、そういうと基本設計方針をまず文字の話で、7ページ目以降から対象の話なんですけど、ちょっと、
0:59:11	文字が多いなという印象をすごい受けていて、
0:59:16	そういう意味では前回の審査会合の中で、いわゆる
0:59:21	Aで何か伺いねフィロソフィー的なところを説明最初にいただいてたような気もしていて、
0:59:28	ちょっとそういうページがあった方がちょっとわかりやすいのかなという気もちょっとしました。ちょっとその説明の時の話なので、少し
0:59:35	それはご検討いただければいいのかな。
0:59:38	説明するかなと思っていて、
0:59:42	多分基本設計方針のイメージを、我々こう考えています。それを文字になるとこうですっていう方が
0:59:49	共通認識を図りやすいのかなあとはちょっと思ってますそれなりに今回関西電力から優先的な審査を希望ということも言われてますけども、やはり文字だけだとなかなか伝わりづらいところもあるので、そういう意味では共通、効率的に審査を進めるっていう観点でも、ちょっと説明のわかりやすさ、
1:00:07	ていうところをちょっとご検討いただければと思います
1:00:10	これ別にマストではないのでは、
1:00:12	ちょっとわかりづらかったらその分時間はかかってしまうかもしれないっていうだけの話ですので、はい。関西電力オフィス承知しましてちょっとどういうふうな説明をするのがより理解がしてもらえるかという観点でちょっと検討したいと思います。
1:00:29	前回の審査会合資料の中で、設計はのイメージって最初の方に出てたのページがあったと思うんですけど、右下の図、あれに多分固定化債権の多分物とかを入れ込めばある程度は、
1:00:39	概略としてはすごい。
1:00:41	わかりやすいのかなと思うのでちょっとご検討いただければいいかな

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:47	で、7 ページ目から具体的な基本設計方針で言ってる固定化債権除くって言ってる部分の考え方だと思うんですけど。
1:00:57	どう。
1:00:58	まず 7 ページ目、
1:01:02	行っている。
1:01:04	まず一つ目の矢羽根で言ってる明らかに影響を与えない可燃物は除きますと、
1:01:09	明らかに影響を与えないってところは、下に挙げているこれらの機器について、
1:01:18	どう、
1:01:20	基本的にはこれ発熱量ってところで、それを影響を与えるか与えないかをちょっと判断をしているっていうそういう理解ですかね。
1:01:31	関西電力桃井ですそうですね。基本発熱量。
1:01:37	だと思ってますただですね例えば 456 みたいに一番わかりやすいのは弁のパッキンとかみたいな。
1:01:47	これ完全に金属筐体に覆われたりしてて、
1:01:52	これは燃えないし大丈夫だろうとかですね。
1:01:57	発熱量とあと揭示せ、
1:02:00	と言ったらいいですか。
1:02:01	構成といいますか、ていうのも考え合わせて、この表は作って、
1:02:07	いう趣旨です。
1:02:12	規制庁西内です。
1:02:16	藤。
1:02:20	金ワーパパ
1:02:23	パッキンはすごい。
1:02:26	まあって感じはわかるんですけど、
1:02:30	どう。
1:02:31	フィルターと、またチャコールが対象だけど、HEPAラフは対象外だとか、
1:02:38	電動弁とかの方のグリス補カーマと他の部分にいわゆる幹線的なところが入るのかどうかですけど何が入るかですけど、
1:02:47	こういったところは、
1:02:49	結局 500 っていうのが一つのメルクマールのような扱いになっているのか、こっちについてもその金属筐体に追われて、いや、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:57	結局ここ 456 と共通的に書かれていて、ちょっとその何をもってその明らかに影響を与えない、いや、
1:03:04	結局いろいろ組み合わせてなのか。
1:03:07	これが強いんなのかっていうところがちょっと
1:03:11	今の説明を聞くとちょっと事実関係がよくわからないなと思ってしまったんですけど。
1:03:15	それ、まずどう考えている。
1:03:20	関西電力盛です。
1:03:22	そういう意味で言いますと、4567、両方とも構成的には似たようなものです。そういう観点でいくと、このチャコールだけはですね、
1:03:34	抜けてマツノつ量が、
1:03:36	多いんです。そういうことも考えて、実際の現場では、スプリンクラーとかもつい、
1:03:44	受けなきゃいけないなと、当初設計から考えていたようなものですので、それらのことも考えれば、これをやはり今般の趣旨に考えれば、
1:03:55	笠井下に格上げといいますか、に適用した方が適切であろうと。
1:04:01	いう考え方で整理したものでございます。
1:04:09	格上げた理由はすごいわかりやすく、格上げしてない結局除いている者たちの考え方を、
1:04:17	ちょっと今 500 っていうところが一つある。
1:04:20	ていうことですかね。で、500 っていうのがもし出てくるのであれば、その 509 はどこから来た値なのかっていうと、今何か、それは説明できるものが持ち合わせてるんですけど。
1:04:34	関西電力の小森ですけどもこちらの方は、まず答えから言いますと、ちょっと現時点で、明確に答えられるものはないです。イメージとしてここに書かせていただいたのは、
1:04:48	前回ヒアリングでもお示したように、消火器一本で消しとめられルウのが、約 1400 と。
1:04:57	いう相場感から考えて、十分保守的な、小さな火災元としてのレベル感としては、その半分以下
1:05:07	ぐらいついていうのがまず相場感としてあります。そんじゃそれが十分小さくてそれで、これは発生防止の要求ではなくて影響軽減の要求だと思っておりますので、
1:05:19	その観点で、その 500 というメルクマールが、の適切性。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:24	に関しては、ちょっと検討してですね、検討したいというふうに思っております
1:05:32	はい。規制庁ニシウチすごくあります。とりあえず現時点での事実関係考え方はわかりますと。
1:05:39	阿藤このページで言うと、一番下のNo.9、案⑨なんですけど、
1:05:46	等、
1:05:49	ここは明確に他と説明がちょっと違って 500 じゃなくって、通電してないからなんですよね。
1:05:58	これ、さっき小森さんの説明の中でもありましたけど、別に発生防止の話をしてるわけではなくて、火災影響あったときに、どう影響経験するかっていう話だと思っていて、
1:06:09	これはそういう意味でいうと、どういう理解をすればいいのかっていうところなんですけど、
1:06:15	自己着火。
1:06:17	市内ではだから確実に燃えないとかそういうような意味合いなんですかね。
1:06:23	高再現として扱わない、高付加か再現として考慮不要であるとそういうことですか。
1:06:30	関西電力大井です。はい。おっしゃる通りで言えば、これもともとですねイメージしてたのはSA資機材関係で可搬型のもので、通常通電しない状態で置ける。
1:06:44	ユフ。
1:06:45	それをイメージしてそれだと、SA資機材に限らない定義だなというふうに思いまして、通電しない設備というカテゴリーにして、ちょっと、
1:06:56	今日お持ちしたというのがまず状況。
1:07:00	ただおっしゃるようにその通電してるかしないかっていうお話は発生防止の観点でのこういう手みみたいな評価であって、その影響評価の観点から、
1:07:11	この理由で十分なのかというふうな観点でいく。
1:07:15	もうちょっと記載の充実が必要なのかもしれません。もしくは、
1:07:19	1 からですね 8 までのカテゴリーに当てはめた上で、その表としては内数で整理すべきものなのかもしれません。ちょっとそこはですね、
1:07:30	ちょっと我々ももう 1 回整理してですね、お示ししたいなというふうに思っております。
1:07:42	はい。規制庁ニシウチすごくあります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:45	と、
1:07:47	わかりましたんで、ちょっともう1個1個だけなんですけどは、⑨については、
1:07:53	例えばなんですけど今まさにSAの可搬の話があったので、
1:07:58	A、Sへの現地盤、現地のSA盤。
1:08:02	とかって、あれ多分通常切り離されてますよね。
1:08:06	そういうところの3-13の2.5の電気盤の中にも、ここの⑨に該当するものってあるのかっていうと、何かをどっちで読んでるのかなっていうのがよくわからないのでちょっと関係性を少し整理していただあわせて整理を、
1:08:18	ちょっといただいて明確にさせていただきたいなどはちょっと思って。
1:08:22	はい、承知しましたSn電気盤、通常程度経営等の電源入れてませんけれども、はいございますので、そちらの方もあわせて整理したいというふうに思います。
1:08:35	磯。
1:08:38	で、基本的にはこれらが発電所内の、
1:08:42	可燃物を網羅的に抽出した結果であるってということですね。
1:08:48	はい、わかりました。
1:08:49	あと、
1:08:51	はい。
1:08:52	で、この電気盤部分の話が8ページ目と9ページ目の方にあって、
1:08:59	等、
1:09:05	ちょっとまずすみませんね8ページ目9ページ目の話って結局まだ補足には出てきてないんですね、具体的な話は。
1:09:11	現状は出てきてないって理解でいいですね。
1:09:14	今日積んでもらってる資料には、
1:09:16	関西電力でございますちょっとおっしゃる通りで、
1:09:19	補足では詰めてませんけれどもはい。補足の中にですね、これの詳細、入れるもの。はい。入れたいと思います。わかりました。その上でちょっと先に聞いておきたいんですけど8ページ目でいうと、
1:09:33	これ、試験二つやってるんですよ。で、一つ目の試験と二つ目の試験、要は二つ目の試験って何か試験方法から書いてあって、
1:09:42	一つ目の試験って、試験方法じゃなくて結果から書いてるんですよ。そういう意味ではこれ、これってまず同じ試験なんでしたっけ。
1:09:49	違う試験やってるベッショのは多分、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:52	関西電力コモリさんの違う試験でございましてちょっと整理の仕方が悪いのでちょっと整理の平仄を合わせたいと思います。
1:10:03	はい。そういう意味で言うと、1 ポツは、これは
1:10:08	器具単体で評価した場合、要は 7 番とか関係なく、場の中で構成されてる機器を、いくなれば裸の状態置いて、
1:10:19	試験をした場合でという理解なのか、それともその盤の中で、やや、
1:10:24	実際にやっているのカーという、どういう状態でやっているのか。
1:10:31	これは事業本部から回答できますでしょうか。
1:10:37	はい。事業本部、牛島でございます。一番の坂内の電気器具の燃焼特性試験結果というところに記載してございますのは、個別の盤の中に使う電気器具の一品一品に対してですね。
1:10:52	特性といいますか燃焼特性とか自己消火性を、電気器具単位で確認したというところでございます。ただちょっとそうそう整理した上で、
1:11:02	4 番目のポチのところですね、耐専楽とない電線の過電流試験の結果というのは、これちょっとダクト内の形状で、下電流を流して初発火せずという形態で実施しております。ただいずれにしましても、
1:11:16	それぞれの器具という目線で、ここは試験をしております。片や 2 番の方は、電気盤として、盤の形状で、過電流とかバーナー試験というものを万里の形状で実施したというところで違いがございます。
1:11:33	以上でございます。
1:11:35	はい。規制庁西内です。
1:11:38	ちょっとそこら辺から、補足が来れば多分見ればわかるのでよって、これちなみになんですけど、
1:11:44	これはオープン効果になっている試験結果ですかね。要は、ネットで検索すれば出てくるようなもの
1:11:51	関西電力思いですけども、はいここに 8 ページ目 9 ページ目に載っている中身は、公開情報でござい
1:12:02	規制庁ニシウチです今おっしゃったのはこの内容は公開で、それ以外の詳細な試験情報までは公開されてないってそういう理解ですか。関西電力コモリさんのおっしゃる通りでははいこれ以上ちょっとこれ以上と言いますか、詳細部分に入り込むと。
1:12:17	中には非公開の情報も含まれます。
1:12:21	わかりましたや今聞いたのは、補足が出てきてないので自分で調べられた調べようっていただけなんですけど、入手できないのであればちょっとしっかりの知見として、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:31	示してもらって説明をいただくってということなのかなとは思いますが。少なくともそのパワーポベースで見た時にもう何か、
1:12:39	項目にぶれが見えるので、そこはしっかりってそういうことなのかなと。
1:12:46	関西電力もその承知しました項目、まずちょっと平仄を合わせてですねそれでちょっと見やすい形で整理はしたいと思います。
1:12:56	はい。で、あれですね規制庁ニシウチです結局、詳細は、
1:13:03	補足にもうまとめるのであれば、
1:13:05	まず補足に飛ばすのも一つなのかなと思うのでその説明のやり方も考えていただければいいのかなと。
1:13:12	承知しましたか。関西電力も承知しました。ちょっと
1:13:16	他の資料と流れでいくとちょっとこれだけちょっと浮いてる気もしなくもないので、
1:13:24	本体資料と補足資料のちょっとバランス考えて、この記載内容をちょっとどこに記載するか考えたいと思います。
1:13:32	井内です。
1:13:33	何て言うんですかね、資料を直すことが目的ではなくて、単純にファクトをしっかりと確認したいのが目的なので、言うなれば別にパワポでまとめてくれっていうことをお願いしてるわけではないので、
1:13:45	そういう意味ではものがちゃんとあればいい。
1:13:48	というと、この話は多分パワポでまとめようとする、なかなかその情報量もほぼ限定しようとする、やっぱりパワポで見ることあんまり意味を感じないんですね。
1:14:00	というところもあるのでしっかりした情報を載せるのであれば別にパイプにはこだわりませんということをお伝えしたかったっていうところですので検討いただければ幸いです。
1:14:09	関西電力も承知しました。
1:14:12	はい。で、
1:14:13	ていうのが試験結果でそういう意味でいうと現状はちょっと、
1:14:17	あまりこれ以上確認をしてもあまりちょっと進まないのここはもう省略させていただきますけど、
1:14:23	ちょっと1点だけ、9ページ目の一番下なんですけどね。
1:14:27	どう。
1:14:29	皮膚も考慮してっていうのは、
1:14:37	440以上の電気盤を火災元として扱うことについて、ヒーフっていう事象も考慮してってそういう呼び方でいいんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:50	はい。関西電力吉田です。そのつもりで記載しております。
1:14:55	はい。規制庁西内ですちょっと後で私も確認しておきますけどヒーフって440V以上と何か直接的な紐づきってありましたっけ。
1:15:06	そういう知見ってありましたっけ。
1:15:08	関西電力吉田でございます
1:15:10	皮膚堆砂くうのとき、原子力で電源場として、
1:15:17	設置しているのはここにあるコントロールセンター、
1:15:20	以上、ナースセンター、これに対して皮膚対策してますんで、それに合うように、440 以上。
1:15:28	を対象にします。
1:15:31	はい。規制庁西内です理解できました。そうか。
1:15:34	そっからソウダ 440 という数字だけちょっと先行してましたけどそうか。CC以降、CCより上のバンドってそういう意味合いです。理解できてありがとうございます。
1:15:47	はい、わかりましたありがとうございます。何かあれですねコントロールセンター以上って書いた方が何かイメージをすって入りましたすみませんありがとうございます。理解できました。
1:15:56	江藤。続けて 10 ページ目ですけども、
1:16:06	どう、H、
1:16:07	一番最初の矢羽根はさっきちょっと確認してもらった趣旨で、まさに原子炉の安全確保に必要なものっていうのは、
1:16:18	巡回点検と、
1:16:21	恒設、
1:16:26	またはトラブル対応、復旧作業、未然防止、
1:16:34	はい。
1:16:34	のために行う作業。
1:16:37	など、
1:16:38	であると。
1:16:40	これは一応一通りと思って、
1:16:43	でいいんですけど何かこれに準じたものをほかにも想定はされているのか。
1:16:50	関西電力の小森でございます。
1:16:53	これ、なかなか一概には言えないんですけども我々今思いつく限りのものを書けば、安全確保上必要なもので、
1:17:06	なおかつ例えばわかりやすい例でいきますと運転員の巡回点検

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:12	形にチェックシートを持ちながら、歩かなければ、どこをチェックしてどこをチェックし忘れたかっていうのが抜けますのでこれはもう持ち込まざるをえないとかですね。
1:17:22	そういう観点で
1:17:25	今思いつく限り網羅的に拾い上げて類型化して記載したということ
1:17:32	がありました。そういう意味でいうと基本設計方針がに何が書かれるかっていうところなのかもしれないですけど、少なくとも今、関西電力として考えているのは、これらの作業に対してというよりは、
1:17:42	原子炉の安全性の確保に必要なものは、対象とします、持ち込みますっていうことを考えてるって意味合いですかね。
1:17:52	関西電力小森ですおっしゃる通りです。
1:17:57	はい。わかりました。
1:17:59	その下に例示を挙げてもらって行って、Aポツの、
1:18:06	持ち出す式だこれは人と一緒に入って人と一緒に出ていく資機材っていうことですよ。
1:18:14	あれですね、これの具体的な管理はまた次の後半に出てくるないしはそっちで併せて確認させていただきます。
1:18:23	11 ページ目を、
1:18:27	さっき説明いただいた通りで、
1:18:32	すいませんちょっと順番だけなんですけどね。
1:18:36	11 ページ目の次に 1213 っていうふうに保安規定申請がきて、14 ページでその設置パターンと施工方法ってきて、何か、11 と 14 が繋がるのはわかるんですけど、なんか 101023 年中保安規定が 1 回挟むのがよく、
1:18:51	構成としてわからなくて、これはちょっとあれですかね、入れ間違えたのかないか。
1:18:57	浅井でごめんなさい。これは入れ間違いですみません。
1:19:02	適正化いただければいいかなと思ってちょっと繋がりがよくわからなかったというだけで、
1:19:07	そういう意味では 1023 の保安規定の話ですけど元のコメント回答のところでも、
1:19:13	あったようにまだしっかり書きました。で、ここで書いてる内容は基本設計方針に書いてる内容と同じ内容ですかね。あれですか。
1:19:24	保全計画課長っていう主語が明確に、あと各課室長っていうメーカー主語が明確になっている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:31	また確認プロセスとかが明確になっているとそういうことですかね。
1:19:39	はい関西電力吉田でございます。集合を明確にしているのと、あと
1:19:46	括弧ケーブルトレイを除く括弧閉じまたは括弧以下、
1:19:51	点、
1:19:52	電線管等という
1:19:54	ちょっと保安規定の佐保に乗った。
1:19:57	記載に、ちょっと修正はしておりますが、内容は業績を市と合わせるようにしております。
1:20:05	はい。規制庁西内ですわかります。
1:20:07	藤。
1:20:09	はい。わかります。
1:20:10	13 ページ目で、
1:20:13	ちょっと 13 ページ目はよくわからなかった。
1:20:18	5、施行期日のう。
1:20:23	括弧 2 の部分、
1:20:28	どう、
1:20:32	ちょっと幾つか一般的な話をしますけど、
1:20:36	使用前検査確認。
1:20:40	使用前
1:20:42	確認が終わらない等、
1:20:46	使用前確認対象となる工事って言えばいいのかな多分すべてがすべてじゃなかったような記憶もしてるんですけどちょっと検査の運用の話だと思えますけど、
1:20:54	使用前確認の対象であれば、
1:20:58	確認が終わらないと、その当該設備は使用できないという理解をしていてちょっといわゆるポンプみたいなものとはちょっと今回違うので、ちょっと考え方もあるのかもしれないですけど、
1:21:10	そうしたときに、これって、
1:21:13	事業者検査の後に適用していいんですけどつけっただけなんですけど、いや、自主的にやるは範疇にあるかもしれないんですけど、保安規定としてやるっていうことはそれはいうなれば公認とセットなのかなっていう気もして
1:21:25	そういう意味合いでこれはどういう考えなんですつけっただけっていうのは何か。
1:21:29	整理されてるんですけどつけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:31	ちょっとその事実関係がよくわからない。
1:21:33	ていうところなんですけど。
1:21:41	関西電力の仲野です一応事業者として当然このスカイプなんですけども、
1:21:47	設工認とか検査とか関連からいうと、試験使用というのが、
1:21:54	3号検査以降午後、最終の総合負荷っていうか、
1:21:59	終了ですねそれまでに使えるという、手続き上の
1:22:03	ことはいえると思いますので、そういった観点で、仕様についても、設工認とこの保安規定の成功と取れると思っています。
1:22:14	等規制庁西内です。
1:22:17	研修って、目的が限定されてないんですけど、その設備が使用できることが必要だとかそういうことだと思うんですが、
1:22:28	そういう支障でしたっけ、いわゆる例えば、ポンプの動作試験とか性能試験するためには、それをポンと回さないといけないですよそういう場合には試験しようっていうそういうイメージじゃなかったっけ。
1:22:40	基本そうですねそうですね。はい。今回は何かそれ、何かちょっと意味合いが違う。さっきの冒頭の説明だと、事業者としても早く、要はちゃんとやりたいですっていうそういう意気込みだったと思ってて、
1:22:52	なんか若干意味合いが違う気がしていて、関西でユフでいけば、事業者で決める方の規定ですので、事業者判断での使用という観点でも、対応は可能と思います。
1:23:05	等、いや、結局なんですけど、さっきちょっと12ページで確認させていただいたように、これ公認とセットの運用ですよ。
1:23:15	そうする等、
1:23:18	工認とセットにしかないんじゃないかなという気がしてって、
1:23:25	ちょっとその関係性がよく理解できなかったっていうところですかねこれ実際に要は、いや、
1:23:32	ちょっと最近私はこの規制審査やってなかったですけど、あれ。
1:23:36	これ、ここ使用前事業者検査のパターンってありましたっけ。
1:23:40	まず、
1:23:42	関西でもちょっと他電力さんの事例ですけども、
1:23:48	再稼働にあたって、
1:23:50	SA設備とか、
1:23:51	使う場合ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:53	それで具体的ちょっとこれ発言していいのかどうかですけども、いいです。
1:24:01	いや、規制庁ニシウチですけど、SA訓練はSA資機材は、まさに試験使用とか訓練で使用するからってそういう理由じゃないんですよ。
1:24:09	要はSA訓練というのはあらかじめ訓練っていうのが保安規定に規定されて、麻生です。あらかじめ使用する前に、要は、
1:24:16	あらかじめちゃんと訓練をして、教育訓練必要なものを知ってからじゃないと。
1:24:21	使えないっていうそういう規定になっているから、あらかじめ訓練の対応としてそういう対応をしているまさに試験使用みたいなそういう意味合い。
1:24:28	ではないん。ちょっと何て言うんですけど、今回の話と何か経路が違うような説明なのかなというふうには私はちょっと考えてたんですよ。
1:24:36	監査役ですおっしゃる通り、SSP、3号
1:24:41	どうやって適用訓練使う
1:24:43	運用していますで、
1:24:45	ちょっとちょっと整理させて、
1:24:52	できるのは聞きたいと思う
1:24:55	規制庁西内ですそうですね
1:24:59	何て言うんですかね、本件をとにかく早く、事業者として取り組みたい。
1:25:05	しっかり火災対策したいっていう意気込みはすごいよく伝わってくる一方で、法律上の制約で
1:25:15	規定っていうものは、それはそれとしてはちゃんと理由があってそういう規定になってるはずなので、
1:25:20	ちょっとそことの関係を少し整理いただいた上での説明をちょっとお聞きしたいなと思いますちょっと今は事実関係がよくわからなかったのも、はい。他電力の実績があるのでそれも含めてしっかり示していただくということかな。
1:25:32	関西電力の荘司課長。
1:25:34	はい。規制庁西内です。ちょっと私の方もちょっと前か、改めて見ておこうと思いますけど、ちょっとそこは整理をいただきたいと思う。
1:25:43	はい。
1:25:44	衛藤。
1:25:47	ここはそれぐらいですかね。はい。14 ページから今度また設置パターンの話になって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:57	そう。
1:25:59	こはもうあんまりないんだ。
1:26:02	16 ペイジー。
1:26:07	で、スリッドもすごいのだめイメージ示してもらってわかりやすくなったの。
1:26:12	で、
1:26:13	特に追加で確認したいことはなく、
1:26:17	17 ページワー
1:26:21	17 ページは、
1:26:23	断面図というか、天板にも必要であればやりますっていうだけかなと思いましたが、断面であればこういう説明ですねそういうことですよ。はい。
1:26:34	いいたいことはわかりましたので、とりあえず大丈夫
1:26:41	等、
1:26:42	19 特区になった私は特になくて 20 なくて 21 もなく、
1:26:50	2、22。
1:26:55	22 も特に私はなくて、
1:27:00	23、
1:27:05	どう、
1:27:08	Q3 もとりあえずあるか、24 からですね次私は、
1:27:14	24 ページ
1:27:18	ちょっと資料 2 で具体的な話わかるかもしれないですけど、ちょっとわからなかったのがですね。
1:27:24	藤。
1:27:26	あれちょっと待ってください
1:27:38	藤啓人ニシウチです。
1:27:44	24 ページの図の中で、油内包機器のピンクがあると思うんですけど、凡例判例で言うところの、
1:27:50	真ん中上くらい二つあると思うんですけど、
1:27:54	この油内包機器に消火設備がないのは何でしたっけ感知消火設備。
1:27:59	油内包機器って置くじゃなかったでしたっけ。
1:28:10	はい。関西電力の竹田でございます。大変失礼しました資料 2 の 39 ページにある図を、こちらのパートの方に載せております。
1:28:24	で、資料 239 のところ、玄人角マークちょっとこちら抜けてますので、こちらを修正させていただきます。失礼しました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:32	規制庁ニイズわかります抜けてるだけです。わかりました。
1:28:38	どう、
1:28:41	ちょっと前回か、確かこの同じところで私確認させていただきましたけど、このピンク太字一点鎖線の下、いわゆる
1:28:52	電線管側に設置しなきゃいけない必須箇所の範囲と。
1:28:58	あとはその緑の電線管がちょっと近接してって、
1:29:02	この近接の考え方なんですけど、
1:29:05	基本的にはラップしてなければ、もう、
1:29:09	そっちは不要だと思っているってことですかね。
1:29:15	関西電力駒井ですはい。千賀加賀でなければ大丈夫というふうに考えてます。当然ですね現場の方では、
1:29:26	6目、例えば6メートルと言え、6メートルっていうのを、必ず守れるような形で保守性を持って、現場ではかりまして、施工しております。
1:29:36	で、その施工と図面というのが整合とれるように、等をしているということでございまして、ここにかかってなければ、不要、
1:29:47	かかっていれば対象というふう
1:29:50	てください。
1:29:51	はい。規制庁ニシウチですわかりますと、
1:29:58	まず、6メートルっていうところを実際に現場に適用するにあたって、距離に何か保守性をプラスする例えば6.5メートルとか、そういうやり方をまず考えてないっていうそういう理解でよかったんですよ。
1:30:15	実際に施工するときの範囲として、どう現場に適用していくか。
1:30:20	基本的には6をしっかり厳格に管理するっていうそういう意味合いなんです。たっけ今現状、
1:30:25	関西電力竹田です。原子力委員。
1:30:31	その方、
1:30:32	回答できますでしょうか。
1:30:54	関西電力思いですけど。
1:30:56	聞こえてますかね。まずちょっと私答えるんで違ったら言ってくださいね。
1:31:01	西井さん基本おっしゃるんのおっしゃる通りだと思ってまして6メートルがきちんと保守的に管理するということにして、それで6.5にするとかにするとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:13	そういう意味ではございません。実際現場の方では、その現場現場で、これだったら保守性を持って十分説明できるなという形では個別に施工はしてございます。
1:31:31	続けて大丈夫。
1:31:34	土岐瀬戸ニシウチですけど、それまで、
1:31:38	区画は、
1:31:40	実際の図面見に行っても、何か、何もないようになっていて、これ要は、ほんとに只野。
1:31:46	ただ何も壁とか何もないようなただのオープンフロアに、それこそポンプとか機器とかそういうものが置かれている。
1:31:54	そういうような状態だって思えばいいんですかね。
1:31:59	はい。関西電力の竹田でございます。前回のコメントで、不要な情報というのがあるとちょっと煩雑なるというところで、建屋の躯体、
1:32:09	柱ですね、やりますとか、あと機器の基礎のベースの部分であったりというところが出てましたんで、速力、そこを極力、今回ちょっと削除した形でこういう提示でございます。
1:32:22	規制庁西内ですわかりましたちなみに国体とかが、例えば相田にあった場合って、それってどういう運用になるんですか。
1:32:29	要はポンプがあって、
1:32:31	躯体がありました。そこから例えば3メートルでした、距離が。
1:32:35	で、その躯体って実はちょっとちょっと行ったらすぐ裏があって、そこはそういうのか。
1:32:42	どういうイメージなんですかね。
1:32:44	実際これはどう、どうやろうとしてるのか、なんですけど。
1:32:47	もうそれは何て言うんすかネクタイとか関係なく、6メートルはもうしっかりやるってような意味合いで考えてるのか、何かその間の躯体とかそういうものも考慮した上で、何か運用しようとしているのか。
1:32:59	という等、
1:33:01	関西電力の竹田でございます。柱であったり、ベースとかの躯体につきましては、そこは無視して、そこから6名河西元から6メートル、
1:33:12	ナガイを措置するという方針になっております。
1:33:16	はい。規制庁西内です。
1:33:20	やる必要があるかっていうところあるかもしれないですけど、確実にっていうところを今考えているってような感じですかね。
1:33:30	はい関西電力竹田です。ご理解の通りです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:37	規制庁西内です。
1:33:39	ちなみになんですけど、
1:33:42	完全な部屋だった場合とかでも、例えばですよ。
1:33:46	結構狭いポンプ室とかもう場合には、予定ありますよね。
1:33:51	そういう場合で例えばそれ区画じゃなくて隣の部屋と合わせて区画になってるとかっていうのも多分にしてあると思うんですけど、そういうようなケースでも、
1:33:59	やるんですかね、何か何て言うんですかね
1:34:03	どこまでやるかだと思いますけどね。
1:34:07	基本としてやっぱり火災区域区画っていうのも能が火災防護上設定してる区域区画なので、基本はその単位で、その間は、もう要は無視します。
1:34:18	ていうのも一つの考え方だと思いますけど、どこまで何を考えているかっていうのをもう少しちょっと。
1:34:23	考え方は少し、明確にお聞きしたいなどはちょっと。
1:34:29	関西で言うタナハシです。
1:34:30	と区画の場合はですね、
1:34:33	例えばこの 24 ページの図で見えていただいても、一番端っこ見ていただくと、
1:34:39	これ、まっすぐの線になってるかと思うんですけど 6 メートルのところ
1:34:45	長く隔壁はもちろん隔壁で区切るのかなあと思ってるんですけども、
1:34:50	間違いないですかね発電所の方。
1:34:57	はい。こちら鷹野選手からナカジマです。ご認識の通りです。
1:35:02	はい。わかりました。だからあくまで区画区域単位で考えていて、区画区域の境界は、もちろんしっかりそこそこで
1:35:11	そこはそことして考えるけども、それ以外は基本無視して 6 メーターというところはしっかりやろうと思ってるってそういうことですね。
1:35:17	わかりました。なんか、常態的には何かここは別に 6 メーターなくてもっていう場合はケースとしてあり得るかもしれないけども、原則ここはしっかり区画区域単位でやるっていうそういうことですね。
1:35:27	わかりました。
1:35:30	はい、わかりますと。
1:35:33	で、
1:35:33	次の 25 ページ目が、一部だけのパターンで、
1:35:41	片系だけ守るパターンですねと。
1:35:45	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:47	で、
1:35:49	そういう意味でちょっと 24 ページ目ちょっとそれまた文言を一体化して申し訳ないんですけど、
1:35:54	24 ページ目はこれ防護対象系列A系B系って両方書いてもらってて、ここはなぜA系B系両方守らなきゃいけないのかっていうと、先ほど冒頭でワンサクセスパスっていう郡さんから前回の会合でもいただきましたけど、ここはどういう理由でA系B系両方守るっていう選択になってるんですでしたっけ。
1:36:14	はい。関西電力の竹田です。パウポの 24 ページの、ここ 2 載せております火災区画につきましては、
1:36:23	火災元の方がA系B系両系ございます。さらにA系B系の電線管が近接した状態で、
1:36:32	あるという区画であることから、A系B系の葛西元、
1:36:36	その電線管のそれぞれの影響というものを考慮しまして、両側の漁場を守ると。
1:36:42	いう設計としてございます。
1:36:44	以上です。
1:36:47	規制庁西内です今おっしゃったのは例えばA系のA系A系率のポンプとかが、
1:36:55	Dでそれが燃えたときにすぐそばにB系の電線管があって同時にするような想定があり得るので、だから料金守るんですってそういうことです。
1:37:05	五味さんのおっしゃる通りでしてまさにこの 24 ページのこの図の拡大してるですね、先ほどクロマル抜けてますなあとと言われ、言った、この二つが、
1:37:15	A系B系ですね、傾向でございまして、こちら見ていただく通り、
1:37:22	A系B系のポンプも近いですし、電線管も入り組んでて、なおかつ近接してます。
1:37:29	ここの場所っていうのが、まさに単一の火災でA系B系が死ぬ可能性があるなというふうに考えてございまして、この区画については、A系B系両方守る必要あると。
1:37:42	いうふうに判断してこのコガそうしてるという状況でございます。
1:37:47	はい。規制庁西内ですそういったことを火災区域区画ごとに検討してどっちを守るかを決めているってそういうことですね。わかりました。
1:37:55	あと、ちょっと各火災区域区画の状況はちょっと資料多いですけど資料 2 の方で確認ということでは、とりあえず考え方はわかりますと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:04	で、あとはこれが隔壁とかの施工パターン隔壁と感知自動消火の施工パターンで、
1:38:10	26 ページ目が今度運用の話になってきていて、
1:38:23	ちなみになんですけど、
1:38:26	26 ページ目のパターン 1 パターンに行って、24 ページ目 25 ページ目の、
1:38:33	これだとまた違うパターンを選定いただいていると思うんですけど、
1:38:37	だから、多分多分なんですけど、24 ページ目 25 ページ目もう、そんなそのままパターンは 1 パターン 2 っていうイメージなのかなって私理解したんですけどまざってます。その理解で。
1:38:54	はい。関西電力の竹田でございます。そのご認識の通りで、24 ページに示します区画はAパターンAと。
1:39:04	1 の方ですね。
1:39:05	すべて持ち込み禁止。
1:39:07	25 ページ側の方は、パターンの 2 の
1:39:13	的な持ち込み禁止ということになっており、
1:39:17	規制庁西内です。
1:39:19	わかりました何ですかね、あえてこの 242526 っていうところで別の区域区画を説明する必要がないのであれば、統一してもいいのかなと思いましたが、ただ別に説明なりがわかるので、お任せします。
1:39:34	実際は 26 ページ目の写真は多分これあれですねパターン 2 の写真なんですけどね実際の、
1:39:41	関西電力五味さんのおっしゃる通りでして、これ 26 ページのパターン 2 は、まず、当該区画の写真でして、25 ページ目はですね部分適用を説明したいのではなくてどちらかというと、口の 2、
1:39:57	後部こそそうですケーブルトレーダーを処置しますっていうのはこんな感じですよってことを説明したい図でして、
1:40:05	部分適用を説明するための図は、が 25 ページの趣旨ではないんです。
1:40:13	なのではいいい。
1:40:16	はい、規制庁ニシウチ了解しました説明した意図が違うので使い分けていると。
1:40:25	26 ページ目はまさにカクウ区域 2 それなりに 6 メーターの話が広がっていて、もうこれはもう、何か個別に金は無理だという場合はもう区画全体を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:37	そういった運用にします。
1:40:40	パターン2のように一部で限定的なのであれば写真引いてるようにテープで識別してもらってってことですね。はい。
1:40:47	わかりました。
1:40:50	でも聞いた話そのままですね。はい、了解ですオクあります。
1:40:56	で、
1:40:57	27ページ。
1:41:00	これが実際の具体的な運用のところって、
1:41:05	で、
1:41:11	つつ。
1:41:14	普通の青字、青字のポツ具体的な持ち込むの、要は人と一緒に入って出入りするものだと思うんですけど、それは作業中は完新統により監視をして、
1:41:28	これあれですよ監視するだけじゃなくってさっきの話だと新たに消火設備とかもちゃんと持って行って、
1:41:37	必要であれば感知消火をしますっていうのが、この具体的な作業中とかの運用方法って理解でよかったですよ。
1:41:47	はい関西電力吉田でございますその通りでございます。
1:41:51	はい。規制庁西出ちよっと運用方法のところの館野。
1:41:55	ものが、例えば一番下の作業後感知消火まで書いてもらってるのに対して、ちよっと何かレベル感がぶれてるような気がしていて、ちよっとそこは統一をいただければなど。
1:42:05	具体的に青枠の作業中のところは監視だけなんですけど、黄色枠の作業後の方感知消火まで書いてあったりとかっていう形でちよっとレベル感がぶれているのでそこは統一をいただければなど。
1:42:14	全部干渉が出てくるものっていう理解をしていますけど。
1:42:18	はい。関西電力吉田です。ポツの運用も感知消火ありますんで、記載ぶりはますます
1:42:25	はい。そういう意味でいうと、規制庁西内ですそういう意味でいうと作業後は別にこれ感知とか関係なくて、要は持ち出しますってそれだけですよねと。
1:42:37	作業。
1:42:38	bポツの黄色枠の方で言うと、作業中はこれ多分同様に関して感知消火しますっていうことで、作業方法なんですけど、
1:42:51	作況小。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:55	これ要はあれですよその日を跨ぐような場合のイメージですよ。
1:43:01	仮置します。これは6メートルの範囲内に仮置しますってことですよ。だから仮置せざるをえないものを仮置しますってそういうことですよ。
1:43:14	その仮置わあ、1日に3回だと。
1:43:18	巡回点検とかこの間確認したカメラっていうのを活用して1日3回だと。
1:43:23	そその三階っていうものの考え方は、何から来てるのかというと、
1:43:30	要はこれこれで十分だ、十分
1:43:34	運用できるって思っている理由は何かというと、
1:43:42	関西電力駒井でございます。
1:43:45	実際現在仮、
1:43:49	結城管理の中でも、きちんと防火シートするですとか、鉄箱にlevelsだとかかなり厳格に管理しているつもりでございます。
1:43:59	そういった中で、点検の日、
1:44:04	ですのでまずリスクとしては極めて低いとは考えております。そういった中で運用を考えた場合、
1:44:12	弊社であれば、運転員の巡回点検では1日3回、
1:44:16	これは他の機器でも、故障があるかどうかと言うふうなことを考えるときに、1日3回の点検で、これまで原子力安全を守れてきたと。
1:44:29	いうふうに考えてございまして、今回のですね、火災に関しては、もっとリスクが低いので、頻度が低くてもいいのかもしれませんが、ただ、やはり1日3回程度は必要であろうと。
1:44:42	いうふうに考えて1日さん
1:44:45	とでございます
1:44:51	等規制庁西内です。
1:44:58	ちょっと1個ずつなんですけど、まず一番最初の
1:45:03	ちょっとすみません若干ワードを聞き飛ばしてしまったんですけど、
1:45:07	不燃シートとかに入れるんでしたっけいわゆる、まず、
1:45:11	ただ置いておくわけじゃないっていうそういう説明が最初にあったんですけど、たっけ。関西電力でございます。当然不燃シートかけれるものはかけますし、廃鉄箱に入れるものは入れるというふうな形で、現在のルールも定まっていると。
1:45:26	ということでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:28	入れるものは、書けるものをかける入れるもの入れかけれない入れないものとあるっていう理解でしたっけなんかしらの処置をすべてするってそういうことですが今おっしゃってるのは、
1:45:40	関西電力盛です。中にはですね、形状上ですね、鉄箱に入れないものですか、かけれないものというのは、あることはありますただそうではなくて
1:45:53	可能なものは、きちんとそのような処置した上で対応していると。
1:45:57	という意味でございます。
1:46:02	藤規制庁ニシウチです。ちなみになんですけど、
1:46:07	ちょっと仮置状態がよくわからなくて、いうなればさっき通電してないみたいなのそういう話もあったと思うんですけどね。
1:46:16	使用状態のまま、
1:46:19	要はユフ通電状態のままって言えばいいのかもしれないんですけど、そういう状態のまま仮置をし続けるようなもの例えば欠試験検査用機器とか、
1:46:30	ていう、連続的に行っても書いてあるが多分そうなのかなと思うんですけど、そういうものは何か処置はされてるんですけど。
1:46:39	関西電力盛でございます。
1:46:42	今通電とかですね連続的に使うものの中にはあるかしらんという。
1:46:51	てます。その時に、やはりここにも書いてますけど 5、500 メガジュールに小さなもの、
1:47:00	んであれば、
1:47:05	ずっと基本的にこの
1:47:08	1 日 3 回程度ではいいかなというふうに思っております。
1:47:14	そういう意味でいうとさっき先に言っておけばよかったかもしれないですけど、発熱量が 500 を超えるものって何か米印が何か一部にしかついてなくて、これ一部だけなんですかね、何か全体共通の話なんでしたっけ。そもそもなんんですけど。
1:47:29	関西支店
1:47:31	等資料が治りきっていないかもしれなくて趣旨としましては、1 案全体にかかるべきものですねすいません。はい。
1:47:44	もうちょっと、
1:47:46	そそういう意味で言うと、例えばですけど 500 を、500 のその考え方はまた別途説明をいただくってということだと思えますけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:54	500 を超えるもの、要は使用中の状態、何もそういった処置をしないまま置くようなものって何か想定されてるんでしたっけ。
1:48:05	それを想定そういうのも含めて1日3回という想定なのか、そういったものを、今んとこ想定をしていないっていうようなイメージなのか。
1:48:19	関西電力でございます。
1:48:21	ちょっと整理が悪くてですね、素行はちょっと持ち帰りちょっと、
1:48:29	いただいてもよろしいでしょうか。はい。規制庁西内ですそうですねその何ていうんですかね
1:48:35	先ほどおっしゃったように、リスクが低いっていう、
1:48:39	ことは、いうなればその設備の仮置の状態によるんだと思っていて、言うなればポンプとかがどんどん運転してるような状態で、それでそのまま置いておく。
1:48:50	仮設のポンプとか置いておくっていうのは、それも同じようにリスク低いかっていうと、それはさすがに何か度合いはさすがに違うんだらうと思っ ていてですね。
1:48:59	何を意図して
1:49:02	この一段階、どういうものをどういう状態とどういう保管状態を意図して ってところは少しちょっと明確に説明をいただきたいなと思ってます ちょっとその辺の考え方の事実関係がよくわからなかったので、
1:49:12	今日持ち帰りということではしっかり今後説明をいただければと思います。
1:49:16	承知しましたちょっと整理して、はい。お示ししたいと思います。
1:49:21	はい。規制庁西内ですわかりました。
1:49:26	冒頭説明があった、いわゆる船処置とか不燃材とかいわゆる金属筐体 に囲っている状態。
1:49:34	かつ、いわゆる通電とかもしていない、熟知後ハッカーしないような、外 的要因が何か何かない限りは自己発火しないような状態っていうもの が、
1:49:45	他のその設備の巡回点検の頻度と同等っていうのは、何かある程度理 解は私個人的にはできるのかなという気はしていて、結局だからその保 管状態っていうもの、要は、
1:49:57	何を重視点検するのか、っていう意味合いによるのかなあとあっていて、 そういったその、
1:50:04	ただし、正しくというと、違うかもしれないですねそういった保管状態であ ることを確認する意味合いであれば、他の設備の要は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:13	状況と同様同様に、同様の頻度で対応しますっていう考え方はすごい理解が何かできる気はしてて、
1:50:20	一方でさっき言ったようなその保管状態によっては必ずしもそのなんか同じ頻度なのかっていうところのちょっと考え方がよくわからなかったところがちょっと一部あったので、今後明確にそこはしていただければいいのかなあとは思います。
1:50:34	はい。ちょっと事実関係をもう少しそこら辺は明確にさせていただければいいのかなと思います。何を対象にこういう頻度でっていうそういうところなのかなと思う
1:50:44	んで、衛藤。
1:50:46	結局巡視点検カメラっていうところは、それはまさに今言ったような多分ものによって使い分ける、そういうイメージになるんですかね。
1:50:56	関西電力モリタさんのおっしゃる通りカトウー3のものによって使い分けるべきものかなというふうには思っております。
1:51:03	はい。規制庁ニシウチスわかりました。
1:51:07	はい。
1:51:09	あと補足説明資料、じゃないすみません参考資料の、
1:51:15	で、
1:51:22	土佐さん 13 ページの火災影響評価のところなんですけど、
1:51:32	これは、すみません
1:51:34	言葉の定義だけの確認をしたいんですけど。
1:51:38	左っ側の方にフロー図があって、上から二つ目のボックスで機器の選定ってか、
1:51:47	別にこれ今回の話は聞きじゃない。
1:51:50	ケーブルですよね。で、
1:51:53	いかにこれ過去の過去の中間のまとめ資料とかに載ってるような火災影響評価の結果を見ると、全部機器って書いてあって、
1:52:00	実際にこの下に機器一覧って書いてあってその中にケーブル、過去取れて今回追記いただけてますけどケーブルも入ってて、若干なんか言葉の定義が何かふぐれてるような気もしましたが、ここで言いたいのは機器等を、
1:52:13	機器及びケーブルを選定してって、今回、ケーブルとして、電線管理施設電線管等ですよね多分今回、電線管等を対象に支出しているものもしっかり今回、評価対象として確認をしました。
1:52:26	っていう意味合いでいいんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:29	はい。関西電力吉田でございますそんな意味合いで記載しております。ちょっと過去から火災防護対象機器って書いてあったんでここはそのまま、
1:52:39	記載しておりますが、意味合いとしては機器及びケーブルということで考えており、
1:52:46	はい。規制庁西内です。適正化できるのであればセットすればいいのかな。
1:52:52	明らかに機器ではややさんざん 32 ページより前では、機器と、
1:52:58	機器ではなくてケーブルだっていう話をしていたと思うので、
1:53:03	その上で、
1:53:05	後々、
1:53:08	35 ページの部分で、
1:53:11	と。
1:53:12	ちょっと中、若干細かくなっていくんですけど、
1:53:16	左上の、
1:53:20	評価結果と右上の評価結果。
1:53:26	衛藤。
1:53:28	そういう意味でちょっと火災影響評価って、大きく二つあって、
1:53:33	ある火災区画の中の評価と、
1:53:35	その中が全焼したとして隣接区画、
1:53:38	スタート評価っていう二つのパートはあると思うんですけど、
1:53:43	この左上ってことで、どの話をしてるんでしたっけ。
1:53:46	左上はこの次区画内での伝播評価結果の時に、これが元に
1:53:56	はい関西電力吉田でございます左上の表は自区画内での増稲井評価。
1:54:04	2 台とする。
1:54:06	評価機、
1:54:11	はい。わかりました。規制庁西内です。
1:54:14	あれですね、代表的なところを多分ピックアップしているっていう説明資料ですかね。これ多分補足とか必要な必要があれば申請書の添付資料とかご説明されると思うのでその時にはしっかり流れでわかるように、
1:54:26	書いとももらえればと思います。基本まとめ側でしたかね。
1:54:31	はい、わかりました。
1:54:33	と、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:34	はい、わかりましたちょっとすみません、結構長く確認させてもらいましたけどとりあえずパワーポベースで私現時点で確認しておきたい点は以上でして規制庁側からのパワーポベース何か追加で確認しておきたい点ありますか現時点で、
1:54:53	火災対策室のサイトウですいませんちょっとこのパート見てて主語がわかなくなっちゃったところが1ヶ所あって27ページの可燃物の運用管理の
1:55:04	のところなんですけど、これって、
1:55:10	を対象とした可燃物の運用管理になってるのかっていうのをすみませんもう一度確認させてもらっていいですか。
1:55:18	関西電力の小森です。
1:55:20	どこを適用されるかっていう話でいきますと1ページ前戻っていただきまして26ページ目。
1:55:29	見ていただきまして、
1:55:31	パターン1であれば、全国、
1:55:36	パターン2であれば、この6メーター範囲内の区画、
1:55:40	に適用されるものというふうにご理解ください。
1:55:47	火災対策室の斉藤です。
1:55:51	話としては、
1:55:55	わかりましたがそうするとー。
1:55:58	すみませんBの。
1:56:01	ところの下半分にAとBがあって能登はとりあえず、
1:56:07	作業完了後に持ち出して、デービーの方がとりあえず、
1:56:12	そこの場に何かいろいろ対策しておきますよという説明だと思うんですけど。
1:56:21	ここの、
1:56:22	仮置資機材の、
1:56:25	発熱量というか可燃物の火災荷重というかその辺の話の制限っていうのは、
1:56:32	どういう考え方になるんですした。
1:56:41	関西電力公文でございます。
1:56:43	パターンー井の場合ですと豆明確というかわかりやすいといえますか、当該区画で管理しますので、区画全体として、発熱量を、
1:56:58	足合わせ出しまして、そこから火災荷重を出しまして、そこは等価火災時間を出すというふうな形になろうかと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:08	それで、
1:57:08	パターン 2 の場合だと、6 メーター基本持ち込み禁止ですので、その 6 メーター範囲内には持ち込ませないの、基本 0 と。
1:57:20	いうふうな形になりまして、それ以外のオク場所における火災荷重の、それ先ほど全体で申し上げたものを同じやり方になると、
1:57:32	この 27 ページ目です、反応を持ち込まれる者たちっていうのはこれ別管理といいますか、管理として今申し上げたものとは、
1:57:45	別の形で形というか、頭皮
1:57:50	評価として、
1:57:52	管理されるものというふうに思っております。
1:57:57	火災対策室の齋藤です。話としては、主語が見えてきたんで、そういうふうにつながるのねというところはわかってきたんですけど、
1:58:08	やよ様は見てると、
1:58:11	の日作業完了後に持ち出す資機材っていうのが多分これがベースだと思うんですけども、
1:58:18	逆に言うとこの B の
1:58:20	ところって結構その火災荷重、
1:58:23	ガンマ発熱量が、500 っていう数字切られてますけれども、そういうものが結構何かと比べてみると結構おっきなものが結構多いなと思ってですね。それでちょっと今のこの運用のところについて、
1:58:36	確認はさせていただいたという次第です。はい。とりあえずわかりました。以上です。
1:58:47	規制庁ニシウチほかにありますか。齋藤さん他によろしいですか。
1:58:58	火災対策室の高橋です同じく 27 ページの可燃物の運用管理で、今回の変更点として持ち込み可燃物の発熱量に応じた消火器等を、
1:59:09	作業ごとに新たに配備するとともにってなってますけどすみません新たに配備するってどういった意味です。
1:59:15	誰か説明あったら、
1:59:18	聞き逃してしまいます。お願いします。はい。関西電力吉田でございます。火災区域区画の中にはもともと消火器が配備されてまして、
1:59:29	それとは別に、その作業用の消火器。
1:59:34	を持ち込むと、持ち込み可燃物を持ってくる時は消火器も一緒に持ってきて、初期消火できるような体制。
1:59:44	を整えるという、そういうことを意図した記載です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:49	葛西シノ高瀬建物に配備されていないものを、外からも、そういうことです。
1:59:57	外に何か余裕消火器みたいなものがある。
2:00:02	ということ。
2:00:04	のための、関西電力ヨシダでございます作業する、協力会社さんであるとか、作業者が、その作業用に消火器を持って、
2:00:17	作業が終われば、また持ち帰ると。
2:00:20	そう、そういう
2:00:21	です。
2:00:22	はい。安里タカハシ先生わかりました。あと発熱量に応じた消火器等ってありますけども消火器等の等で消火器以外って何か想定はされてるんでしょうか。
2:00:39	高関西電力ヨシダですタカマツ炎症。
2:00:45	答えられますでしょうか。
2:00:49	はい。高浜発電所のフナノです。水噴霧とかいうのもありますんで、よく絵描きシヨウセイ作業等に3点セットということで水バケツ
2:01:00	とかいうのもありますんで、消火器等というふうに記載させていただきました。以上です。
2:01:07	はい。笠井さんタカハシですわかりました。あともう1点すみません32ページについてちょっとお聞きしたいんですけども、
2:01:15	これはケーブル、
2:01:18	トレイの中に、
2:01:19	ケーブルが、
2:01:21	それを埋め尽くす。
2:01:25	時間の計算というような意味でよろしいんでしょうか。
2:01:32	はい。関西電力吉田でございます32ページはケーブルが敷設されている高さ、
2:01:38	まで水が入ると。
2:01:41	いう時間も計算しております。
2:01:45	はいわかりました。赤坂タカハシですわかりました。幅と高さはわかるんですがこれだと、
2:01:53	長さってどれくらいで計算されてるんでしょうかねおそらく、実際だと。
2:01:59	長くこうずっとあると思うんですけども、どの長さで計算されてるものでしょうか。
2:02:08	はい。関西電力、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:10	吉澤でございます。長さについては
2:02:14	トレイの真ん中ぐらいに電線管が横切っているという想定で、左右に 6 メートルごととって計 12 メートルと
2:02:25	それプラススプリンクラーヘッドを、が左右に一つあってそれが
2:02:33	2.8 メートルの範囲をカバーするもので、
2:02:37	それを合計して、118 名。
2:02:41	ということで計算をしております。
2:02:45	はい、葛西数タカハシですわかりました。すいませんちょっと細かいんで すけどもその計算する時ってそこに壁を作って、多分
2:02:54	水を流してたまるっていう計算って、実際だと多分壁がないので
2:03:01	傾斜でこう流れていくのかなってちょっと思ったんですけども。
2:03:06	これ、これをなんすかねこの計算で考えてその方法のケーブルトレイ は、
2:03:12	とりあえず、
2:03:14	どうなんでしょうかね。
2:03:18	はい。関西電力予算でございますこの計算ではフラットにしております 実際に傾斜があれば、その傾斜を考慮して、本当に蓋部分に水が浸入 するかどうか。
2:03:30	検討して、逆向きの傾斜で、入ってこないとなれば、それは負担できな いところになるとか、この要領の前段で、
2:03:43	二つつけるかつかないか判断することになると思っております
2:03:49	はい。笠井さんタカハシですわかりました。以上です。
2:03:54	規制庁西内です。
2:03:57	ちょっと 1 点だけ。
2:03:59	さっきの話の中で、
2:04:00	27 ページ目ですかね新たに消火器を配備っていう話で、確か前回ヒア リングで私も確認させていただいて、何か、既存のどこかにあるやつを 持ってきてっていうと、
2:04:12	じゃあ、本来それで期待する範囲はどうなるのって話があったんですけ ど、
2:04:17	さっき例でおっしゃっていたタカキ作業時とかは確かに専用のもの持つ てくるのはすごい合理的だなっていう気はして、
2:04:25	一方で、
2:04:27	あれですよこれ日常の巡視点検とかそういったときにも、新たに持つ ていくイメージをされてるんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:37	いやちょっとその手順、朝どうぞ。
2:04:41	高松院長の太田です。日常のですね運転員による巡視点検の場合については、運転員がですね巡視点検する際には持っているものといえ ば、
2:04:52	チェックシート住まいのチェックシートそれから照明類、あとは弁の操作 なんかをするための金属製のウィルキーみたいなものを持っているそ の程度ということになります。
2:05:05	運転員の巡視というのは過去から当然ずっとやってきていることでし て、あとそういった通常の点検の範囲のですね、消火については、も ともと発電所の所内に消防法に基づいて設置している、いろんな消火器 ありますので、各場所で、
2:05:21	必要な消火器を使うということで足るのかなと思ってます。一方ですね、 先ほど西内さんからありましたけども今回の対応として、消火器位を持 ち込むというお話はどう整理するのかという点については前回のとき私
2:05:36	現場にあるものを活用することも考えるというようなお答えしましたけど も、やはりちょっと社内で整理をしまして、今回の対応としましては、現 場のものをどっかから持ってくるというよりは、
2:05:48	こういう対応せざるをえない場合についてはここにですね、新たな別の ですね消火器をその場所に用意するということが必要なというふうに 考えてございます。
2:05:59	以上です。
2:06:03	規制庁西内です。
2:06:06	藤。
2:06:08	ちょっと私前回部屋で、ちょっと
2:06:12	既存のものを使うってことちょっと疑問が感じて事実関係させていた だいたのは、すごい極端な例で言いますと、別のフロアにある感知器 を、このために持ってきて、
2:06:23	そこに置いておくと別のフロア消化できなくなるようなそういうイメージで しゃべってたんですね。で、
2:06:28	ちょっと何て言うんですかね。
2:06:32	結局その運用って、実現性がないと意味がないとされていて、過度な負 担がかかるような運用だと多分結局実現できないってことだと思う ん
2:06:43	ですよね。で、
2:06:44	何かこの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:46	いわゆる原子炉の安全性を確保するために必要な作業の中にも、何か割と程度感があるのか作業自体の程度感って結構あるのかなと思っていて、
2:06:56	その中でも割と日常的にやらなきゃいけないようなものについては、さっき最初に太田さんがおっしゃったような、いわゆる既存消火設備の場所をしっかりと、関心とか持ち込み者が把握して、
2:07:08	速やかに消火するような、
2:07:12	その日常の延長的な対応っていうのを何か考えているのかどうなのかっていうのがよくわからなくて全部機械的に持ち込むんだったら絶対なんか新しい消火器を持ってくるようなのか。
2:07:22	場合によってはっていうような、そういう限定が入るのかっていうのがちょっとイマイを確認したかったっていうところです。
2:07:30	天津電車のムタです。現場にあるものを流用するという場合で今想定しているのは、運転員ですね、通常のパトロールです。この作業を
2:07:44	確認するためのパトロールということではなくて、従来から実施している、運転員による当直員による巡視点検ですね、その場合も、彼らの辺にですねチェックシート類なんかを持っていますんでそれは可燃物といえは金光になりますので、
2:08:01	そういった巡視点検の時に使用する消火器類というのはもう現場に配備してある、消火器。点検に行った際にですね、点検エリアに置いてある消火器というのは把握できていますのでそれを流用するということが十分かなと思っています。
2:08:17	今回のこの可燃物の運用、持ち込み運用管理として、消火器を配備するというこの点については、前回の時の繰り返しになって申し訳ないんですけども私現場に置いてあるものをいろんなところから持ってきて使うこともできると考えてますと。
2:08:35	いうお話をさせていただきましたけども、改めて整理しまして、こういった6メートルの範囲で何らかの作業を行うような場合については、工事なり作業範囲で、
2:08:49	別のですね、専用の消火器を持ってくるという必要があるというふうに考えております。
2:08:58	以上です。規制庁西内です。
2:09:04	今

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:05	E1 個ほど確認が、今回、6 メーターの範囲内、2、これは 7 に必要な作業だから、可燃物持ち込みますよっていう作業の中に、運転員の日常パトロールは含まれているって理解でいいんですよね。
2:09:25	ある通りです。はい、わかりました。いや、ちょっと 27 ページを読むと、
2:09:30	aポツで、こういう期間中はっていうふうに書いてるものの、何ていうんですかね新たに消火器を配備するっていう選択肢しかないように見えたので、
2:09:41	それだけではないよっていうそういうことですね。要は合理的そういったところは
2:09:46	実際の作業の内容とか、薄さ作業に応じて、現場にある既存の消火設備でちゃんと消火できるように運用する場合もあるし、
2:09:57	新たにちゃんと配備する場合もあるしそれがさっき言った水マツノものとかを配備する場合もあるし、そこはその使い分けがあるってそういうことですね、今回の
2:10:07	いうと運転員のパトロールとかっていうのは全社で考えているよってそういう説明と理解すればいいですね。
2:10:12	関西電力コモリさんのおっしゃる通りでして、ちょっとこの書きか
2:10:16	です。ね。ちょっと誤解を招く表現ですのでちょっと我々が思っている趣旨をですね、ちょっと明確にするために記載を適正化したいというふうに思います。
2:10:27	はい。規制庁ニシウチですや。
2:10:29	私も審査部隊ですけどそれなりに現場確認、現地確認行かしていただくこともあって、
2:10:35	消火器を持って歩くの大変なんだろうというイメージをしながらちょっと聞いてたので、
2:10:41	ちょっと何て言うんですかねその状況状況によるのかなっていうところはちょっと思ったっていうところだったのでその意味合いで理解をしたので、ちょっと表現ぶりが必要であれば直してもらえればいいのか
2:10:51	ありがとうございます
2:10:52	はい、関西電力まで承知しました。
2:10:56	続けて申し訳ないんですけど、すみません 32 ページの話はちょっと抜けてますすみません。
2:11:01	さっき高橋が確認した話の中で、ちょっと 1 個よくわかんないところがあって、なんで時間の説明が必要なんでしたっけ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:11	ちょっと時間を説明する意味合いがよくわからなくて私聞いたのを単純に容量的にちゃんと足りるんでしたっけっていう確認をさせていただいたつもりだったんですけど、時間を説明している意味合いはどこ、何を意図してるらっしゃるんですよ。
2:11:26	はい関西電力遊佐でございます。鉄板に蓋をして1時間隔壁相当とするので、1時間以内には消せ形成ますっていうのをちょっと確認した趣旨でございます。
2:11:40	はい規制庁西内です。わかりました。
2:11:42	さっき高橋が言ったと思います長さ的な情報とかも含めて、あと補足のほうで詳細を説明いただくのかなと思いますのでまた引き続きそこは情報を充実いただければと思う。
2:11:52	はい。菅
2:11:53	オクエザワで承知しました。
2:11:55	はい。他に規制庁側から何か確認事項ありますか。
2:12:08	規制庁の奥でございます。27 ページなんですけれども、細かいところで、
2:12:16	こちらのbポツの右側の作業中っていうところに完新統による巡視点検っていうのが、
2:12:22	出てきまして一方下の※書きの3に、完新統による巡回点検と出てくるんですけども、巡回点検巡視点検はこれ、どちらかに統一された方がいいか。
2:12:33	後関心巡視点検の主体である完新統なんですけども先ほどのやりとりからすると、これは運転員の日常パトロールのことを指しているという理解でよろしいでしょうか。
2:12:50	はい。関西電力吉田でございます。これ持ち込み、持ち込む本人を含むというところで、
2:13:00	持ち込む本人もいれば、専用の監視にもあれば
2:13:06	でいい。
2:13:08	も、対象になるということで頭をつけて、
2:13:13	ありました。順次点検は持ち込む本人も含むという、
2:13:35	添付2の下の
2:13:38	と括弧。
2:13:39	スポーツの(エ)のところに
2:13:41	発熱制限発熱量を超えない管理括弧申し込みと保管と。
2:13:47	他の関係は先ほどの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:49	議論、確認の中で
2:13:51	鉄箱に入れるですとか、その不燃シートをかけるですとかそういった措置もされているというお話がありました。このあたり、12 ページです。
2:14:01	記載が特に見受けられないのでもし何かそういった措置をされてるであれば記載された方がいいかなと思ったんですがいかがでしょうか。
2:14:11	はい関西電力吉田でございました。
2:14:17	久徳です。よろしくお願いします。
2:14:24	町側よろしいですか%
2:14:28	はい。
2:14:31	今日はちょっといつもと違って時間も見
2:14:35	と、少しだけ、どうせ
2:14:37	休憩入れますか。
2:14:39	6 分。
2:14:40	いいですか。
2:14:54	規制庁ニイツ少しだけお待ちいただいてもいいですか。
2:14:58	規制庁西内です。すいません。続けて資料 2 の方ですけども、基本的に資料 1 のパワーポイントの中で一部分その具体的な適用性の話。
2:15:10	ご説明いただいている部分もありますので、基本的にここはヒアリングですべて確認するような形ではなくて、規制庁内部でももちろん事実確認は資料提出されてるので引き続き進めたいと思いますけども、
2:15:23	今日ヒアリングの場ではまず表目標、まとめ表のところは構成が多分変わっている部分あるのでその説明をちょっとまたいただきたいのと、
2:15:33	あとは図面ベースでまたこれも変わっている部分があるのであれば読み方的なところで代表として、説明をまずいただいた上で、確認をさせていただければなと思いますけども、まずそういう意味で関西電力はまず説明をいただいてもいいですか。
2:15:48	はい。関西電力の竹田でございます。それでは資料 2 の方を説明させていただきます。前回お示したものが、高浜 1 号機を
2:15:58	代表しまして、一覧、今後整理したものと、あと、代表の区画、
2:16:05	を示させていただきました。今回は、資料 2 で、すべてのユニットの一覧と、当施工図の方を提出させていただいております。で、説明につきましては前回提出しました。
2:16:21	高浜 1 号機のところ、
2:16:23	コメントを反映した箇所を中心に、説明させていただきます。
2:16:29	資料 2 の右下、30 ページ目をお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:39	こちらが高浜 1、1 号機の系統分離対策の整理した一覧表となっております。まず、左の方から項目。
2:16:50	区画、部屋の名称を書いています、前回のコメント反映といたしまして、
2:16:56	この基本設計方針のイロハのこの記載の方、前にまず持ってきております。そのあとに防護対象の系列で、
2:17:10	区画にあります 6メートル範囲で考慮すべき固定化債権を記載しまして、そのあとに隔壁の設置、
2:17:18	固定化再現、阿藤電線管のいずれかまた両方どちらに記載するかといったところを記載してますんで、こちらの隔壁等の設置の固定化再現と、
2:17:32	防護対象ケースの点線がこちらちょっと順番の方を入れ替えて、審査会合側と合わせております。
2:17:40	で、そのあとに措置内容様の方を、隔壁として項目の方を記載しております、施工パターンを記載している。
2:17:51	になっております。で、隔壁等のところで、基本設計方針のは、(口)というのを一番上のカテゴリーのところに追加して、示しております。
2:18:03	で、その後ですけれども、こちら、火災感知自動消火設備につきましては、非常に(口)と。
2:18:13	ところで、葛西元、
2:18:16	に対する、消火設備の方をこちらで示してございます。
2:18:21	で、一番最後の列ですけれども、こちらコメント反映といたしまして、運用等は(ハ)のところで、可燃物の管理をする、区画の区画全体、
2:18:34	とするのか 6メートル範囲とするのかというところをパターン 1 パターン 2 でそれぞれここに示してございます。
2:18:46	続きまして、
2:18:51	施工図の方、
2:18:54	ご説明なんですけれどもここまでよろしいでしょうか。
2:18:58	どうしていきます。はい。
2:19:02	続きまして、施工図の方で、右下 39 ページ目をお願いいたします。
2:19:11	うん。
2:19:14	で、こちらにつきましては、まず前回のコメントで修正した箇所を説明しますと、右上の凡例のところ、
2:19:24	にあります。ツツミのある電気盤のところに、括弧 445 戸以上というところの記載を追加しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:33	また今回、チャコールフィルターの方を葛西元とするというところで、フィルター(サ)コールという新しい慣例もここに追加させていただきます。
2:19:46	あと図面の方ですけれども、修正した箇所としましては、まず、この施工図、
2:19:54	のA棟、
2:19:56	ちょうど真ん中から右側のところに、
2:19:59	緑色の、
2:20:03	Aトレンの電線管がちょうど赤枠で、ラッピングする、処理する箇所と、そうでない箇所といったところをここに示しているんですけども、前回この赤枠がちょっとずれていると外れているということで、
2:20:17	6メートル範囲内に、ラッピング処理していないという図面で、
2:20:21	となっておりますので、まずこちらを修正させていただきます。
2:20:26	また、変更点といたしましては先ほど申しました通り、この図内にすませ示されております。建屋の躯体、柱とか、基礎といったところを、
2:20:40	可能な範囲で削除する。
2:20:43	しております。
2:20:45	で、あと左側の6メートル範囲。
2:20:50	計器を空気圧縮機、PTヤブキ圧縮という油内包機器から6メートルの範囲を示しております。このピンクの一点破線とそこに近接する
2:21:03	緑色で示しますlate令和電線化というのが
2:21:08	線が重なっているように、増えてるようにちょっと見えたので、こちらは現場の方を確認しまして、6メートル以上の離隔というところを確認した上で、図の方も修正しております。
2:21:25	前回変更点を中心に説明させていただきましたけれども、
2:21:31	以上です。
2:21:32	となります。はい。
2:21:36	はい。規制庁西内です。
2:21:39	はい。
2:21:42	ここでの的には、あの表はすごい読みやすくなった。
2:21:47	あとは、私はちょっと引き続きこれで、
2:21:50	ちょっとそれにボリュームがあるので、事実確認には時間がかかりますけど、ちょっと引き続き事実確認を進めたいなと思いますけども。
2:21:57	規制庁2種、規制庁側から何か表の読み方図面の読み方的なところ、
2:22:04	何か疑問点というか確認しておきたい点、もしくは今現状でも事実確認できている範囲で、何か疑問点とかもしあればお願いします。別にこれ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	は今日この場ですべて確認終わりにするものではなくて今後も引き続き確認していくものですので、
2:22:20	どちらかという今まず読み方項目的なところで何かあれば確認をさせていただければと思いますけど何か規制庁側から何かありますか、いかがでしょうか。
2:22:29	現状よろしいですか。
2:22:33	はい。
2:22:34	また引き続きこれ社内の中で引き続き確認を進めさせていただいて、何かあればヒアリング等でお聞きできればと思いますので、よろしくお願ひします。一応これであれですね、すべての区域区画、
2:22:47	が出てきたという理解でよろしいですかね。
2:22:51	関西電力
2:22:52	ですべての区域区画の方を提出させていただいております。
2:22:56	衛藤。
2:22:58	ちょっと1点だけ全般的なところで確認なんですけど、
2:23:02	今関西電力って、
2:23:06	それなりに平行して申請が確か走っていて、例えば
2:23:16	河西
2:23:17	区画に関わるものは特にはない。
2:23:19	いや、要はこの状態って、何か今同時並行的に走ってる申請とかがあってそれは入ってないですとかそういう状態は特にはないと思って大丈夫でしたっけ。
2:23:32	そういう関係性のものを今ない。
2:23:35	すべて網羅されている。
2:23:47	はい関西電力吉田でございます一部感知器バックフィット
2:23:51	形で区画の切り直しやってる部分ありますけども、それが系統分離の対象ではないので、ここにはいかない。
2:24:09	はい。わかりました規制庁西内です。
2:24:12	そういう意味では新しい建屋とかそういう話は全くない、なかったですよ
2:24:17	はい。
2:24:18	わかりました了解しました。これでちょっと引き続き事実確認を進めさせていただいて、何かあればまた確認をさせていただければと思います。
2:24:28	はい。今日の一応メニューとして資料3はもうすでにもうご説明いただ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:37	と、今日のメニューとしては以上ですかね何か関西電力から追加説明等は特にはないですね。
2:24:45	逆に言うとその資料2の方で例えばこの区域は特に何か説明をしておきたいとかそういうところは特にはないと思って大丈夫ですかね。
2:24:52	もし何か特にここは説明をしておきたいとかそういう点があれば
2:25:02	関西電力の竹田でございます。今回の火災元の整理におきまして、チャコールフィルターの方を火災元と扱うというふうにしまして、そちらにつきましても、こちらの一覧表と間瀬工事の方に落とし込んでおります。
2:25:17	ですけれども、
2:25:19	該当数が高浜の1号機で、IBM、
2:25:25	すいません、一覧表で言いますと、31ページ目ミギタ31ページ目お願いいたします。
2:25:35	31ページ目の上から、
2:25:40	五つ目の、
2:25:41	区画で、換気空調設備室というのが
2:25:46	このA棟、
2:25:48	葛西源田。
2:25:49	のところには、フィルター括弧して名称を変えているというふうにはフィルターを追加してございます。
2:25:57	で、これを例に施工図のほうになりますと、47ページ目。
2:26:04	2047ページをお願いいたします。
2:26:13	衛藤ミギタ47ページ目のちょうど図の右下の方に、b中央制御室非常用循環フィルタユニットという、
2:26:23	ピンクの手島の凡例でこういった形で記載をしてございます。で、該当する区画が高浜1号機で2ヶ所、
2:26:35	あと高浜2号機で1ヶ所、
2:26:38	一区画で、美浜3号機でも1区画、
2:26:41	ございまして、同様に、フィルターユニットが追加していると。
2:26:48	以上です。
2:26:52	はい。規制庁西内ですわかりました。
2:26:56	基本的な考えは他の火災元と同じなので、図面上が特に特異な、
2:27:01	要は電気盤と同じような凡例で表示してそれでそういう話です。
2:27:05	はい関西電力であります。おっしゃる通りです。
2:27:12	はい。規制庁ニシウチですわかります。
2:27:19	はい、わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:20	と、
2:27:23	規制庁側から今の点も含めて全体通してですけど何かありますか、よろしいですか。
2:27:30	はい。
2:27:30	関西電力から何かありますか全体通して。
2:27:37	本庁から参加してる関西電力は、特に
2:27:41	WEB三角みえ当然発電所から回答いただかなくても大丈夫何かある、確認しておきたいところありますでしょうかよろしいですか。
2:27:55	はい。
2:27:56	少しだけお待ちいただいてもいいですか。
2:28:00	はい。江藤規制庁ニシウチです。すいませんお待たせします。江藤。じゃあ、一応時間内予定してる時間内なので、最後今日確認ヒアリングで確認させていただいた事項共通認識と低下の確認だけさせていただいてヒアリングクローズにしようかなと思いますけども、
2:28:15	関西電力側から、振り返りだけお願いしてもいいですか。
2:28:24	原子力事業本部タナカです。関西電力原子力業務部田仲です。そうしましたら原子力事業本部側から本日のホワイトボードの方、提示させていただきますので少々お時間いただけないでしょうか。
2:28:38	はい。規制庁西内です。準備できましたらお声掛けください。こちらはそれなりに人数もいますのでいつも通りですけど口頭で読み上げを運営会します。
2:29:14	安西電力タナカでございます。準備整いましたが、画面共有等できる、できていますでしょうか。うん。
2:29:22	規制庁ニシウチですずっと確認できてますと読み上げを一通りお願いしてもいいですか。
2:29:31	関西電力田仲で承知いたしました。そうしましたら、上から順に読み上げさせていただきます。
2:29:38	まず資料見まして、
2:29:43	資料、ページ 2 ページ、また 30 ページ。
2:29:47	先般での火災耐久試験について、試験でを使用した全般の代わりに、鋼板を適用できる理屈について記載を充実すること。
2:29:59	続いてページ 2 ページ。
2:30:03	電線管の肉厚に耐火性能を期待している箇所について記載を充実すること。
2:30:12	あ、すいませんちょっと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:13	いいですかね。
2:30:14	関西電力棚橋ですけども、とにかく1ページずつで区切ってちょっと、
2:30:20	どれ反映するかを明確に、
2:30:23	させてもらったらよろしいですかね。
2:30:26	はい。ちょっと2ページで、
2:30:33	関西の田中です。承知しましたもちろん、2ページで一旦読み上げを切り上げさせていただくということによろしいでしょうか。
2:30:43	関西電力小森です。はいそれ、そうで今からこの二つのコメントをちょっとどうするかというのを今から話します。
2:30:52	違ってたら言うてね。
2:30:54	一つ目につきましては、記載充実することで反映したいというふうに思っています。はい。具体的にこんな感じで直すまでは、
2:31:07	どうしましょう。もう反映するでよろしいですか。はいそれでよろしいですかはいわかりました。
2:31:11	であれば、
2:31:15	了解わかりましたはい。
2:31:16	そういう観点でいきますと一つ目の二つ目も反映したいというふうに思っております以上です。
2:31:25	関西電力田中です。そうしましたら続きましてこちらの3ページ目から6ページまで基本設計方針に関する記載の内容になりますのでそこまで一気に読み上げさせていただくということでもよろしいでしょうか。
2:31:39	はいこれは基本設計方針まとめてお願いします。
2:31:44	関西電力の中で折衝しました。
2:31:47	そうしましたら、トピページ3ページから6ページ全体の内容に関して、説明性の観点から、基本設計方針での方針の説明について、図で説明すると、記載を充実すること。
2:32:03	続きまして個別事項になりましてページ3ページ。
2:32:08	1時間耐火隔壁等の記載について、表現を統一すること。
2:32:24	それでは続けさせていただきます。
2:32:27	続きましてページ5ページ。
2:32:30	固定化菜園括弧河西元とされないものを除く、括弧閉じるの表現について記載を充実すること。
2:32:41	続きまして、ページ6ページ、持ち込み可燃物においても、(力)体現とされないものを除くことも含んでいる意図がわかるように記載を充実すること。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:54	ここで切らせていただきます。
2:32:59	関西電力思いですけども、今申し上げた点についてはすべて拝承したいと思います。それでその上で話の中であったのは、
2:33:12	6 ページ目で、
2:33:14	また、以下の文章なんですけれども、3 行目、こちらの方を、10 ページの趣旨を踏まえて、安全の、
2:33:25	確保に必要なものを云々という部分の記載を、
2:33:30	充実するっていうコメントを追加して欲しいのと、
2:33:36	タナカ分聞こえてるかな。
2:33:39	簡単に聞こえております。
2:33:42	あともう一つ、6 ページ目に関してはこれ文字の色を黒字にすべきかなというところが、
2:33:52	あったと思うのでそれも後で追加しておいてください。それも含めてすべて反映したいというふうに思っております。
2:34:01	はい。以上です。
2:34:04	関西電力の中西大島下ちょっと追ってその 2 点について記載を追加させていただきます。
2:34:12	そうしましたら続きまして 7 ページお願いいたします。
2:34:19	読み上げます 7 ページ、火災元から除外する可燃物の評価について、
2:34:26	影響軽減の観点から、除外理由の説明を充実すること。
2:34:32	同じく 7 ページ。
2:34:34	⑨に属する SA 電気盤等について、
2:34:38	電気盤側、括弧、③-1、③③-2 に整理すべきものがあるかどうか確認すること、以上になります。
2:34:51	小森です。
2:34:52	こちらにつきましてはまず 9 番の方は、ちょっとこれすみません持ち帰りますけど、今んところ、9 番なくして全体に背の溶け込ませて整理する方法。
2:35:05	かなあと思ってます。
2:35:07	もう一つ、最初の 500 メガの話は、
2:35:13	これは今晚中に記載が充実できるのか、それともちょっと今晚中は記載実は無理でちょっと救急といいますか、ちょっと資料上ではなくて、我々の答弁として、
2:35:28	固めるという方向になるのか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:31	ちょっとこれはちょっと今の時点では決めかねるかなというふうに思っています。
2:35:42	関西電力の仲です。そうしましたら続いて読み上げさせていただきます。
2:35:47	続きましてページ 8 ページ及び 9 ページ。
2:35:52	過去の実証試験の説明について、説明方針を再整理すること。
2:36:01	以上です。
2:36:03	関西電力近江です。こちらについては拝承なんですけれどもただこれ、本体資料に持ってくるじゃなくてですね、青井と久野ではなくて補足のほうに落とした上で、
2:36:15	と記載充実したいと思いますので明日の朝出す時にはこのページ、多分落ちてる形で、
2:36:20	出てくるのかなというふうに思います。
2:36:34	関西電力田中です。すいませんちょっと電波状況が悪くて聞き取りづらかったのですいませんもう一度お願いいたします。はい。
2:36:42	8 ページ目 90 ページ目のコメントについては拝承です。項目の平仄を合わせたり修正します。ただ、この当該ページについては、
2:36:53	パワポじゃなくて、もう一度お願いします。
2:36:57	小森です。聞こえますか。
2:37:04	今、聞こえました。失礼しました。聞こえてます。
2:37:08	はい。
2:37:09	もう 1 回言いますね。項目の平仄を合わせます。ただし、
2:37:18	はい。
2:37:19	はい。
2:37:20	ただし、パワーポイントではなく補足にします。
2:37:28	関西電力田仲です。説明理解いたしました。本件項目の平仄を合わせる。ただし、この資料につきましては補足説明資料に落とす。
2:37:38	の点で理解いたしました。
2:37:44	そうしましたら続いて読み上げさせていただきます。続いて、
2:37:52	細川都築三明さん。
2:37:55	関西電力中田すいませんちょっと金ショックいたしましたが、ページ 11 ページ読み上げさせていただくことでよろしいでしょうか。
2:38:04	はいお願いします。
2:38:07	はい。
2:38:08	続きまして、11 ページ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:11	耐火隔壁の施工方法の説明の順番について、資料を適正化すること。
2:38:19	思いです。はい。この、これも拝承でちょっとページの位置を変えたいというふうに思います。具体的に言いますと、
2:38:28	14 ページの前ですかね。はい。こちらの方に場所を移したいというふうに思っております。
2:38:41	関西電力田仲です。そうしましたら、続きまして 12 ページお願いいたします。
2:38:49	読み上げます。
2:38:50	保安規定の記載に関して、
2:38:53	仮置可燃物の管理方法に関する記載を充実すること。
2:39:00	保管方法、失礼しました。管理を、失礼しました。ちょっと一部修正いたします。
2:39:09	すいません。関西電力の再度読み上げさせていただきます。
2:39:12	保安規定の記載に関して、耐用可燃物の保管方法に関する記載を充実すること。
2:39:20	以上です。
2:39:37	関西電力です。これを奥調査官にコメントですよねはい。これ拝承です。はい。
2:39:45	として、記載充実したいと思います。
2:39:50	はい、笠井田中です。そうしましたら続きまして 13 ページ、お願いします。
2:40:01	本保安規定の適用時期の考え方について、過去の実績等も踏まえて考え方を整理し、再度説明すること。
2:40:11	関西電力小松はい。こちらの方は資料修正ではなくきちんと回答できるようにQAの方をまとめておきたいというふうに思っております。
2:40:25	はい。そうしましたら続きましてページ飛びまして 24 ページ、お願いします。
2:40:38	24 ページ。
2:40:40	図面に関して記載を適正化すること。
2:40:45	はい。これも修正いたします。
2:40:50	続きまして 27 ページ。
2:40:54	お願いします。
2:41:00	読み上げます。27 ページ、ポツ、作業中資機材の運用方法について記載を充実すること。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:10	ちょっと続きまして読み上げます。同じく 27 ページ、bボックス作業完了後の仮置資機材の保管状態について、記載を充実し、再説明すること。
2:41:22	また、米印 2 の範囲を適正化すること。
2:41:27	減らしていただきます。
2:41:32	関西電力さんは、この 2 点についても拝承して修正したいと思います。
2:41:40	続きまして、32 ページ、お願いします。
2:41:52	読み上げます。スプリンクラー消化の長さ方法の情報について、記載を充実すること。
2:42:00	八木ます。
2:42:05	はい。小森です。
2:42:08	これわあ、
2:42:11	発足にもって、ちょっと記載は適正化する主として、補足が適当かなというふうに思っています。
2:42:25	関西電力田仲です。そうしましたら続きまして、33 ページお願いいたします。
2:42:36	読み上げます。
2:42:38	火災防護対象機器の記載について、表現を適正化すること。
2:42:45	はい。こちらについても拝承ですこちらについても補足に落とそうかなというふうに考えてございます。
2:42:58	関西電力田仲です。越野が続きまして 35 ページお願いします。
2:43:09	35 ページ、読み上げます。評価の流れ等がわかるように、説明を充実すること。
2:43:19	はい。こちらも拝承ですけれども先ほどと同じで補足に入れてないと思っております。
2:43:27	反対電力タナカです。すいませんそのような内容は以上になります。
2:43:34	はい。
2:43:35	私も手元に書き留めてたメモで抜けはないかなと思っておりますけれども、
2:43:45	よろしいでしょうか。
2:43:50	はい規制庁西内です私も共通認識かなと思ってまして、
2:43:55	ちょっと間瀬の言葉じりですけど、別に充実しろとか、適正化しろとかって言うつもりは毛頭なくて、事実確認をしたら、関西電力側からそういう回答があったっていう、いう状況だと思っています。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:07	それだけだと思ってます。それだけ補足しておきます。関西電力失礼しましたちょっと記載の仕方ですね適正IIじゃない表現がありますので、そこについては修正したいというふうに思っております。
2:44:24	農協のヒアリング文字起こしの結果をホームページに載せるのももちろん結果を見れば、そんな確認をしてないことはわかるんですけど、ここだけ抜かれると多分そういう確認なっちゃうので、明確にはちょっと補足だけしておきますがというところでした。
2:44:37	はい。
2:44:38	多分この今読み上げてもらったのは苅谷さんの観点でそう言ってるだけだと思うので。はい。
2:44:43	何ていうかすべての事実確認を、事実関係を整理することっていうコメントだと何を言ってるか、結局わからないっていうふうなっちゃうのでっていうことだと思うので、はい。
2:44:51	一応そこだけ明確に発言だけさせていただきました。はい。
2:44:58	今日話してもらった部分はパワーポイントを、ないし補足説明資料のほう充実いただいた上で、資料提出をいただいて、必要があればヒアリングをやった上で、
2:45:10	また次審査会合で、の議論という形になると思いますので、はい。引き続きよろしく申し上げます。
2:45:17	感染ルート1点だけよろしいですか。ちょっと本体資料か補足かって観点でいきますと、
2:45:24	あとトラフおそらく一番最後の36ページ目も、私の頭の中では、補足で整理した方が整理がいいかなと思っておりまして、
2:45:35	ちょっとす。そうですね。今私が表にそういうイメージを持っています。
2:45:41	36ページのこの耐震の話ですか。
2:45:46	はいそうです。はい、わかりました。はい。説明の前はお任せしますのではい。ドアノコガ削除する方向ということでは了解しました。はい。
2:45:54	わかりました。
2:45:57	全体通してですけど関西また規制庁側から何かありますか。よろしいですか。
2:46:03	はい。
2:46:04	浅井電力側から本店が土佐規制庁側から規制庁さんか組から何かありますか全体としてよろしいですか。
2:46:12	はい。
2:46:12	市田最後なので3、ウェブ参加ぐみですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:46:23	ウェブ参加ぐみですけども、高浜発電所の方から何かありますか全体通しでよろしいですか。
2:46:32	特にございません。はい、大飯発電所の方から全体通して何かありますか。
2:46:39	これ発電所ゴシマです特にありません。はい。美浜発電所の方から全体通して何かありますか。
2:46:46	深山発電所特にございません。はい、原子力事業本部の方何かありますでしょうか。
2:46:52	主力事業本部からも特にございません。ありがとうございます。はい。
2:46:56	じゃあ、今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思います引き続きよろしくお願ひしますありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。